

瀬戸内町地域福祉計画

瀬戸内町地域福祉活動計画

令和6年度 ▶ 令和10年度



令和6年3月

鹿児島県 瀬戸内町

社会福祉法人 瀬戸内町社会福祉協議会

はじめに

瀬戸内町においては、保健福祉行政の推進に当たり『障害福祉に関する計画』や『介護保険事業に関する計画』、『健康・子育てに関する計画』、『自殺対策に関する計画』など分野ごとの計画が策定されており、それぞれの計画に基づいて施策を展開しているところです。

この分野ごとの計画策定は法律上策定が義務(必ず策定すべきもの)付けられているものですが、今回策定しました『地域福祉計画』は、法律上は市町村に策定することを努力義務(策定を奨励しているもの)として位置付けているものです。

地域で生活する人々を取り巻く社会の環境は年々変化しており、そこで生活している人々の中にはさまざまな困難を抱えている方が一定数は存在しています。

本町では世帯や地域が抱える多様化・複合化した課題を受け止め、自助・互助・共助・公助が役割分担し、地域課題の解決を図る地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制の構築をめざした『チームせとうち 我が事・丸ごと支え愛 地域づくり推進事業』の取り組みを推進している中で、今回、本町における各保健福祉分野別の計画を包括した『地域福祉計画』を各分野別の計画をより一層充実・推進・進化させていくための上位計画と位置づけて策定しました。

今後も分野ごとの計画と地域福祉計画が補完しながら地域共生社会の実現に向けた取組を推進していきたいと考えていますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、地域福祉計画の策定にあたりご尽力いただきました瀬戸内町地域福祉策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた全ての皆さまに心より感謝申し上げます。

令和6年3月

瀬戸内町長 鎌田 愛人



目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 地域福祉の推進に向けて	4
(1) 地域福祉とは.....	4
(2) 地域共生社会の実現	5
4 地域福祉圏域の考え方.....	7
5 計画の期間	8
6 計画策定の経緯.....	9
(1) アンケート調査の実施.....	9
(2) 計画策定委員会の開催	9
第2章 瀬戸内町の現状と課題	10
1 統計データからみる本町の現状	10
(1) 人口の推移.....	10
(2) 世帯数の推移.....	14
(3) 保育施設等の利用者数の推移	15
(4) 要介護認定者数の推移	16
(5) 障害者手帳所持者数の推移.....	17
(6) 生活保護世帯・人員の推移	17
(7) 虐待・DV・自殺の相談・通報件数	18
(8) ボランティア登録者数・団体数.....	18
2 アンケート調査からみる本町の現状.....	19
(1) 調査結果.....	19
(2) 調査結果等からみえる課題	28
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	31
1 基本理念と基本目標	31
(1) 基本理念.....	31
(2) 基本目標.....	31
2 計画の体系	32
第4章 施策の展開.....	33
1 地域福祉を推進していく基盤づくり.....	33
1-1 地域の包括的支援体制の確立	33
1-2 福祉サービスの充実.....	40
1-3 情報提供と相談支援体制の整備	43
1-4 活動拠点の整備・確保.....	45
1-5 地域福祉を担う専門的人材の育成と確保.....	46

2	お互いさまがあふれる支え合いの地域づくり	48
2-1	地域福祉の理解促進と福祉の心の育成	48
2-2	住民主体の支え合いの地域づくり	50
2-3	健康・生きがいづくりの推進	51
2-4	地域活動の参加者や担い手（リーダー）の育成と確保	53
3	隙間や切れ目のない支援体制づくり	56
3-1	災害時の避難支援体制づくりの推進	56
3-2	権利擁護支援の推進	58
3-3	生活に困難を抱えている人の自立支援施策の推進	62
3-4	虐待の防止及び適切な対応の推進	64
3-5	誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現	66
3-6	再犯防止における取組の推進（瀬戸内町再犯防止推進計画）	69
第5章	計画の推進	71
1	主体ごとの役割	71
2	計画の進行管理及び点検	72
3	計画の広報	73
4	計画の評価指標	73
資料編	74
1	地域福祉計画策定委員会設置条例	74
2	地域福祉計画策定委員名簿	76
3	役場窓口及び関係機関	77

第1章 計画の基本的事項

1 計画の背景と趣旨

今、本町においては、少子高齢化や単身世帯の増加をはじめ社会経済情勢の変化を背景に、地域・家庭・職場など様々な場における人と人とのつながりが弱まり、支え合いの基盤が弱まってきているなかで、人々が抱える生活上の課題は「複雑化」、「複合化」しています。例えば、家庭内の扶養機能や地域での相互扶助機能の低下により、高齢者の孤独死、地域でのひきこもり、8050 問題、ダブルケア、子育てに悩む保護者の孤立、児童や高齢者に対する虐待や自殺者の増加等、様々な問題が発生しています。さらに、ヤングケアラーなど、これまで潜在化していた問題も顕在化してきています。

そして、様々な生活上の困難を抱える人々が、誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないことなどにより、問題が深刻化しているケースが増えています。

このような問題は、対象者別・機能別に整備された介護保険制度や障害者支援制度、子ども・子育て支援制度などの公的支援制度では解決が困難であり、世帯単位でとらえ、総合的に支援していくことなどが必要とされています。

一方、少子高齢化や人口減少は、社会経済の担い手の減少を招き、地域の活力や持続可能性を脅かしています。

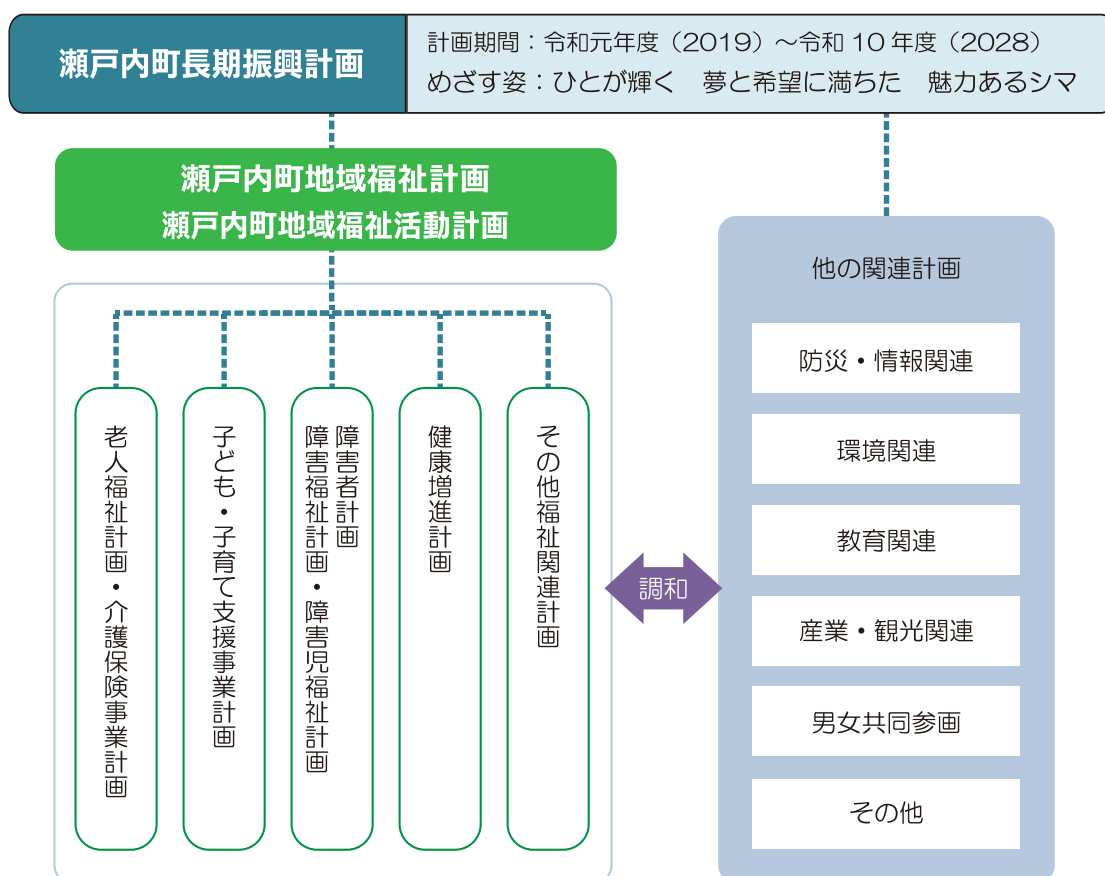
このような中、本町では、福祉分野に限らず様々な分野が連携し、地域の資源を最大限に活かして「チームせとうち” 我が事・丸ごと” 支え愛事業」を展開し、人と人をつなぐを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを目指しているところです。今後ますます拡大・多様化する福祉ニーズに対応するためには、この事業を拡充し、町民が地域の課題を「我が事」として捉え、解決していく意識の向上を図るとともに、多職種・多機関や町民の連携により、包括的・重層的に支援していく体制を整備していくことが重要となっています。

こうした状況を踏まえ、更なる地域福祉の推進を図るため、「瀬戸内町地域福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔の見える関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指す上での「理念」を明らかにし、「仕組み」をつくる計画です。そのため、瀬戸内町長期振興計画を上位計画とし、老人福祉計画及び介護保険事業計画、障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康増進計画など、保健、福祉に関わる様々な計画に横断的に関わります。

また、「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「すべての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して地域福祉を推進することを目的とする実践的な活動・行動計画です。



	地域福祉計画	地域福祉活動計画
根 拠 法	社会福祉法 第 107 条	なし※社会福祉法第 109 条の規定に基づく 社会福祉協議会が活動計画として策定するもの
内 容	<p>地域福祉を推進するうえで基礎となる理念や 仕組みを示す基本計画</p> <p><地域福祉計画に盛り込むべき事項></p> <p>①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、 児童の福祉その他の福祉に関し、共通 して取り組むべき事項</p> <p>②地域における福祉サービスの適切な利用の 促進に関する事項</p> <p>③地域における社会福祉を目的とする事業の 健全な発達に関する事項</p> <p>④地域福祉に関する活動への住民の参加の 促進に関する事項</p> <p>⑤包括的な支援体制の整備に関する事項 (法第 106 条の 3 第 1 項各号に掲げる事 業を実施する場合)</p>	<p>社会福祉協議会が策定する自主的な福祉 活動を中心とした行動計画</p>
所 管	瀬戸内町	瀬戸内町社会福祉協議会

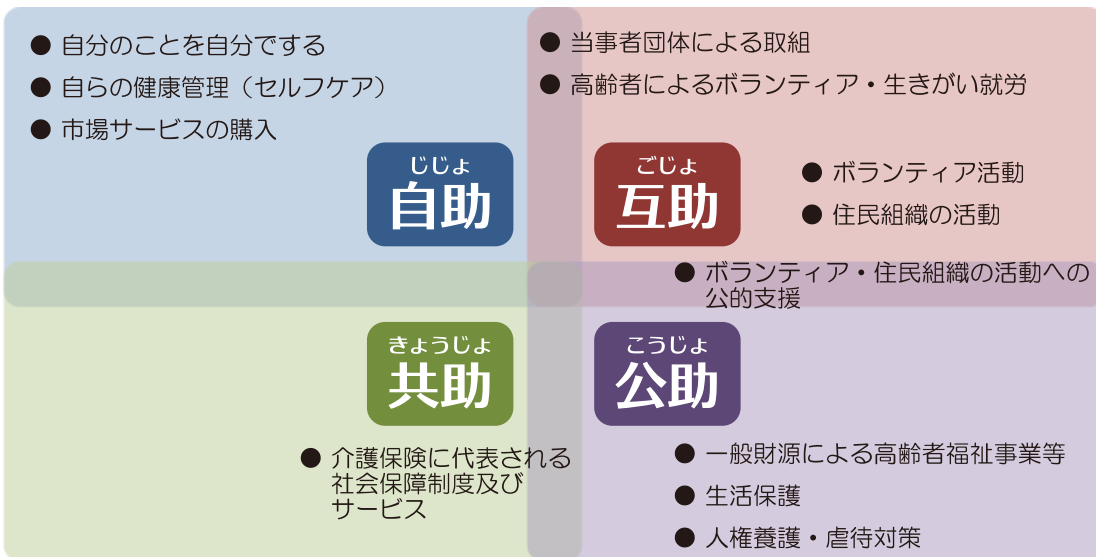
3 地域福祉の推進に向けて

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、すべての地域住民が、健康で、住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるよう、公的なサービスの提供・利用だけでなく、地域住民自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、「自助」「互助」「共助」「公助」がそれぞれ役割分担しながら連携し、地域で支え合い、助け合う関係や仕組みを築いていくことです。

「自助」「互助」「共助」「公助」の定義

分類	定義
<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> じじよ 自助 </div>	自分の力で住み慣れた地域で暮らすために、介護予防活動に取り組んだり、健康維持のために検診（健診）を受けたり、病気のおそれがある際には受診を行うといった、自発的に生活課題を解決する力。
<div style="background-color: #800000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> ごじよ 互助 </div>	家族、友人、クラブ活動仲間など、個人的な関係性を持つ人間同士が助け合い、それぞれが抱える生活課題を、お互いが解決し合う力。また、それらの活動を発展させると、地域住民やNPO（非営利団体）などによる、ボランティア活動や、システム化された支援活動となる。
<div style="background-color: #008000; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> きょうじよ 共助 </div>	制度化された、相互扶助。社会保険制度、医療や年金、介護保険など。
<div style="background-color: #4b0082; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> こうじよ 公助 </div>	自助・互助・共助でも支えることができない問題に対して、最終的に対応する制度。例えば、生活困窮に対する生活保護や、虐待問題に対する虐待防止法などが該当する。



(2) 地域共生社会の実現

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえて様々な地域生活課題を解消し、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに築っていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた体制整備を推進します。

地域共生社会の実現は、制度・分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）の存在や社会的孤立・社会的排除への対応、また、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の危機などの諸問題に対応するため、『公的支援』と『地域づくり』の仕組み、双方の転換を目指すものです。



[出典]厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」

本町では、「チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業」において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を確実なものとするため、住民が主体的に地域課題を把握して、様々な課題を包括的に受け止める総合的・重層的な相談支援体制づくりを推進してきました。

本計画においても、町民の力を結集して地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりの孤立も生まない、支え合い、つながり合える心豊かな瀬戸内町を目指します。

一、多様な学習や就労、地域活動の場や機会を創ることにより、性別や年齢、障害の有無、状況にかかわらず、すべての町民が、そのそれぞれの個性や能力を発揮し、自分らしく活躍できるまちづくりを行います。

一、ひとりや一集落、一団体だけではできなくても、誰かの助けや他の集落、団体の協力を求めることができる、ネットワークの力を活かしたまちづくりを行います。

一、個人が抱える悩みや問題を個人的なものにとらえず、その原因や背景にある地域の課題を解決するためのまちづくりを行います。

一、ひとりの心の痛みや生活上の困難さを“我が事”にとらえ、寄り添い、支えてくれる人が周囲にいて、困ったら誰かに助けを求めることができる、温かいまなざしにあふれたまちづくりを行います。

一、誰もが、その人のニーズに応じた適切な支援が受けられるよう、行政と民間の枠や分野を超えて多くの機関が連携し、その人・その世帯“丸ごと”の総合的・包括的支援ができるまちづくりを行います。

一、町の未来を担う子どもたちの健やかな育ちを支え、どの子どもも夢と希望を持つことができるまちづくりを行います。

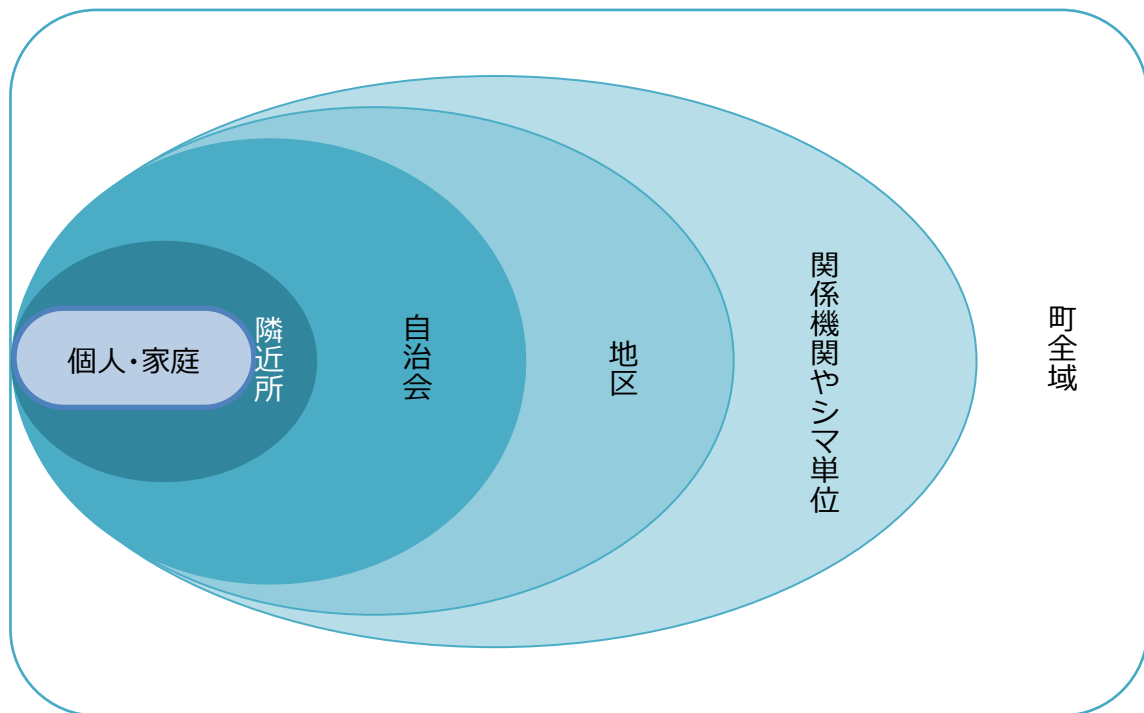
「チームせとうち“我が事・丸ごと” 支え愛宣言」より

4 地域福祉圏域の考え方

「地域」という言葉は、一定の地理的な空間を指しますが、地域福祉の観点から地域をとらえた場合、その活動は限られた場だけで展開されるものではありません。地域で暮らす個人は、家族、隣近所、自治会、地区とつながり、さらに地区よりも広い範囲の町全域へとつながり、重層的に形成される地域の中で暮らしています。

多様化する地域課題に対し、適切な範囲において施策を展開しつつ、住民をはじめ医療・介護の関係機関・農林・水産・商工団体、行政、社会福祉協議会が連携し、相互に協力し合い、積極的に活動していく仕組みを構築していきます。

■ 重層的な地域福祉圏域のイメージ図



町全域	町全域を対象とした総合的な施策の企画・調整をする範囲 ・町全域を対象とした公的機関の相談や支援
関係機関やシマ単位	地域包括支援センターや総合相談窓口、福祉施設がある範囲 ・公的な相談や支援をランチで実施
地区	住民自治活動（公民館等）の拠点施設がある範囲 ・住民の地域福祉活動に関する情報交換、活動計画の作成や参加
自治会	自治会・町内会の範囲 ・自治会、町内会の防犯・防災活動、ふれあいいきいきサロン等の日常的支援

5 計画の期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

また、社会状況の変化や関連計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

		令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2028)
県	地域福祉支援計画	→					→					→
	長期振興計画	前期 →					後期 →					→
瀬戸内町	地域福祉計画						第1次 →					第2次 →
	自殺対策計画	第1期 →					第2期 →					第3期 →
	老人福祉計画 介護保険計画	第7期 →	第8期 →			第9期 →			第10期 →			
	障害者計画	第1期 →					第2期 →					
	障害福祉計画 / 障害児福祉計画	第5期 / 第1期 →	第6期 / 第2期 →			第7期 / 第3期 →			第8期 / 第4期 →			
	子ども・子育て支援事業計画	第1期 →	第2期 →					第3期 →				

6 計画策定の経緯

(1) アンケート調査の実施

- 調査の目的 「地域福祉計画」策定の基礎資料として、複雑化・多様化する地域生活課題や地域活動の現状、また、町民の地域福祉に関する意識や要望・意見などを把握することと目的として実施。
- 調査対象者 : 瀬戸内町に住所を有する 20 歳以上の町民から無作為に抽出
- 調査期間 : 令和 4 年 10 月～11 月
- 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

回収結果	調査件数	回収数	回収率	有効回答数
	1,241	381	30.7%	381

(2) 計画策定委員会の開催

	期 日	議 題 (案)
第 1 回	令和 4 年 3 月 3 日	○地域福祉計画の概要について (計画策定の趣旨や期間、法的根拠等) ○アンケート調査結果の報告
第 2 回	令和 5 年 12 月 12 日	○地域福祉計画素案について
第 3 回	令和 6 年 2 月 27 日	○パブリックコメント結果の報告と対応について ○地域福祉計画案の承認

第2章 瀬戸内町の現状と課題

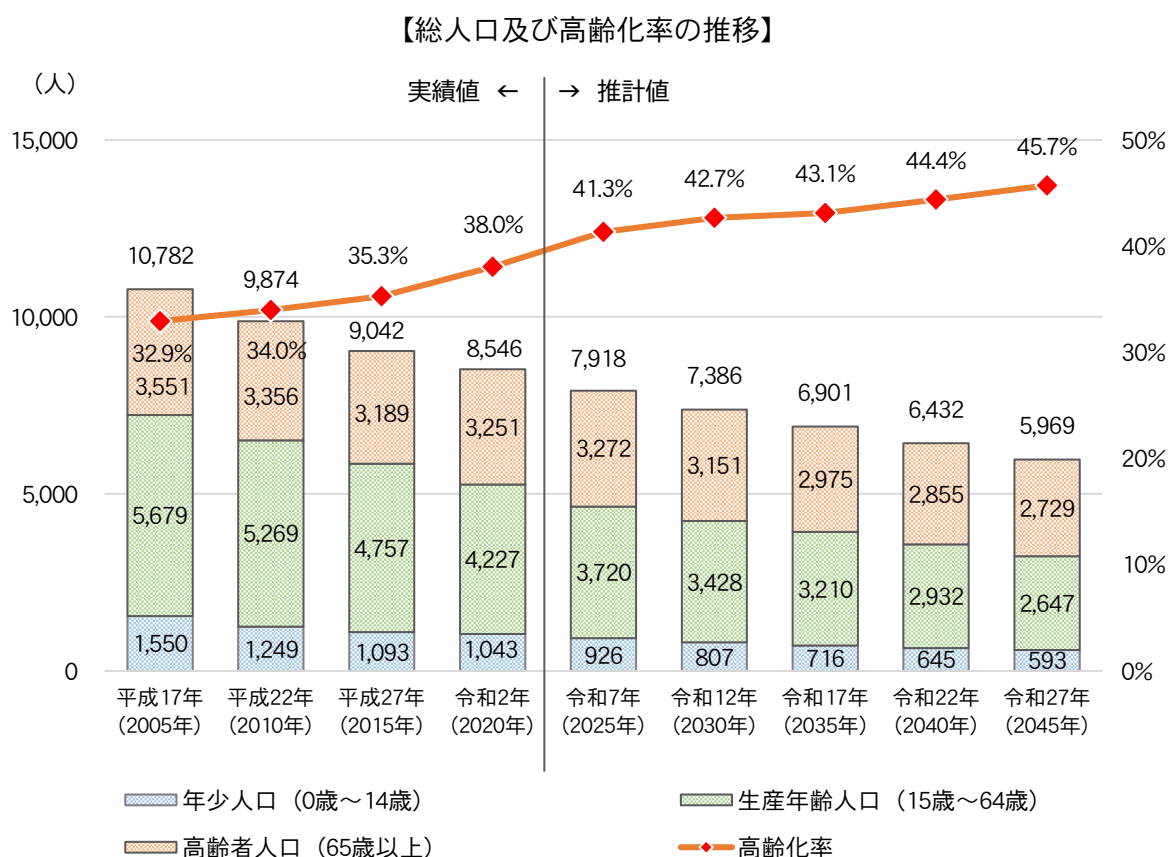
1 統計データからみる本町の現状

(1) 人口の推移

① 総人口及び高齢化率の推移

本町の総人口は減少傾向にあり、令和2年の国勢調査によると総人口は8,546人となっています。年齢区分別でみると、年少人口、生産年齢人口は減少を続けていますが、高齢者人口は令和2年から増加に転じています。高齢化率は38.0%となっており、平成17年と比べて5.1ポイント上昇しています。

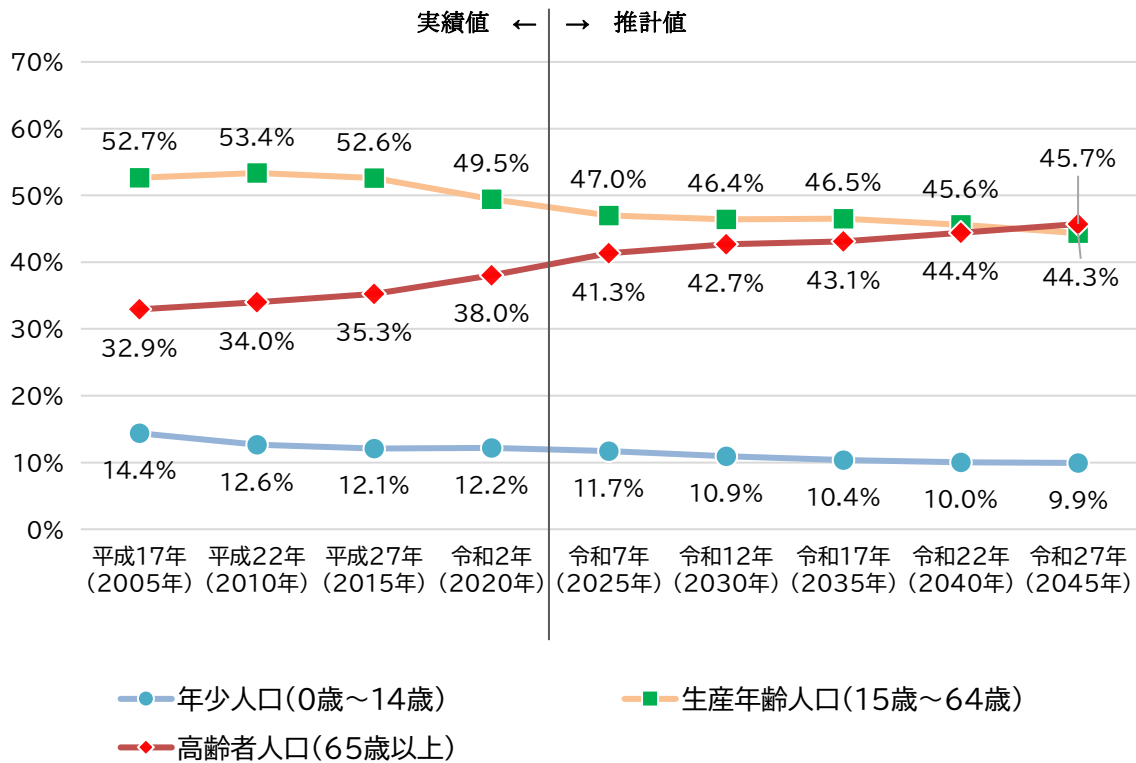
国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も総人口は減少傾向が続く見込みであり、高齢者人口も令和7年をピークに減少する見込みです。年齢3区分別人口割合をみると、令和27年には高齢者人口は45.7%まで上昇する一方、生産年齢人口は44.3%まで下降し、高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。



※小数点以下の処理、年齢不詳者の数により各項目の和と総人口が一致しない場合があります。

資料：平成17年～令和2年 総務省統計局「国勢調査」、令和7年～令和27年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

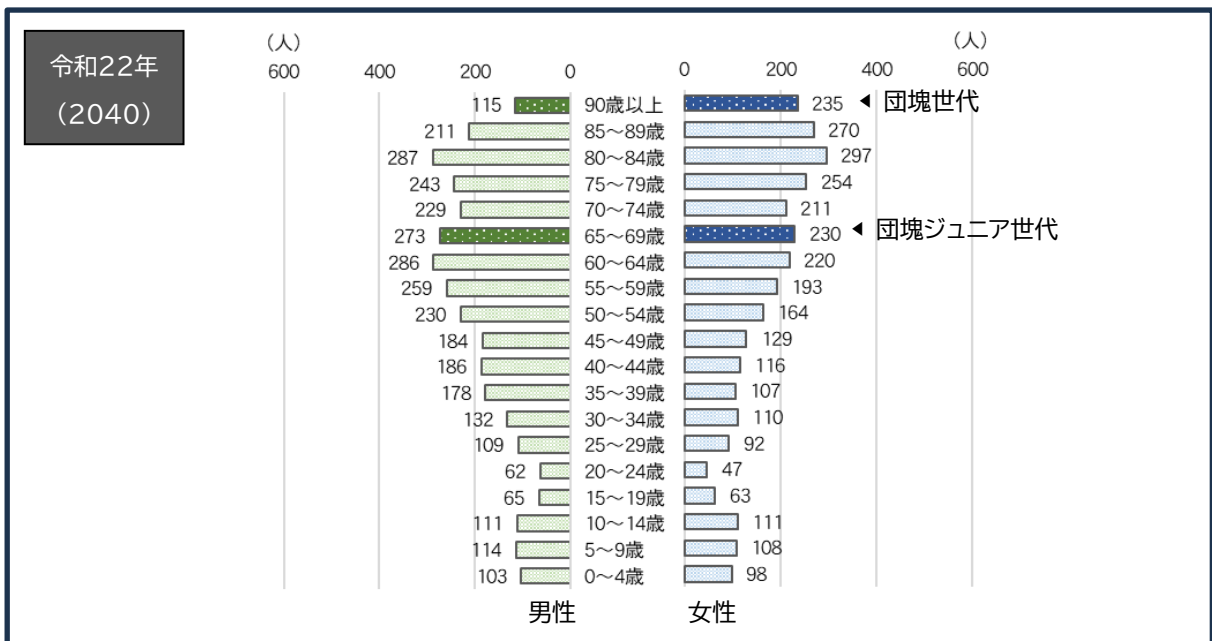
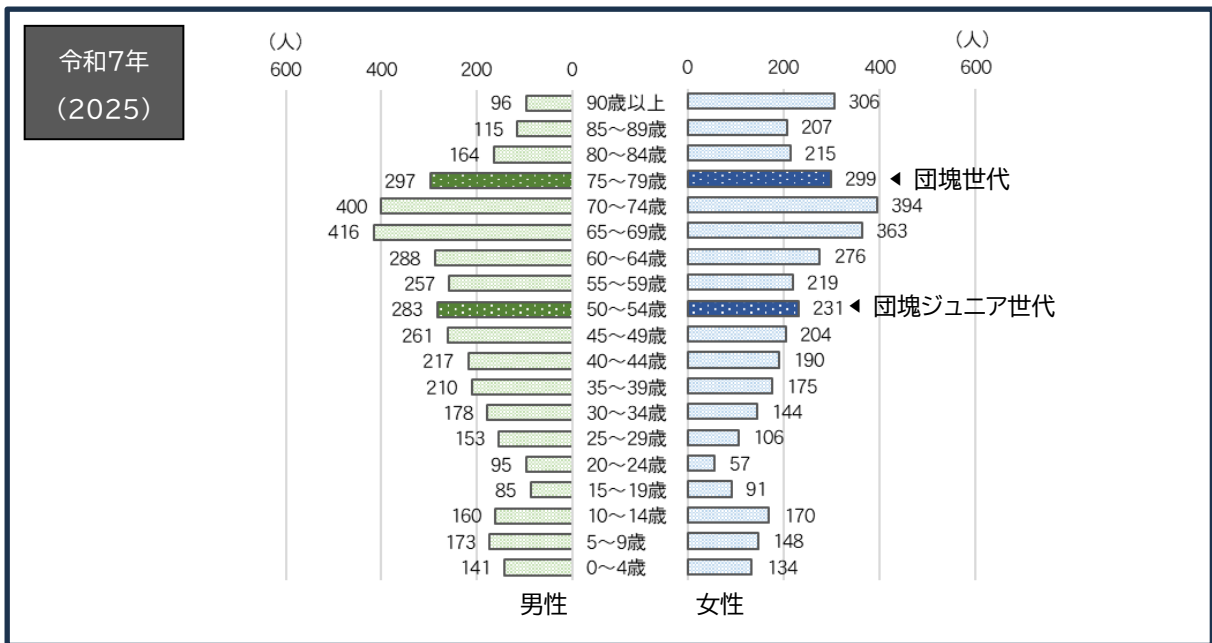
【年齢3区別人口割合の推移】



資料:平成17年～令和2年 総務省統計局「国勢調査」、令和7年～令和27年 国立社会保障・人口・問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

② 5歳階級別人口の推移（人口ピラミッド）

5歳階級別人口をみると、年少人口の減少により、その形状は高齢者の多いつぼ型となっています。団塊世代が75～79歳の後期高齢者になる令和7（2025）年には、後期高齢者人口は1,699人となり、高齢者人口の51.9%を占めています。さらに、令和22（2040）年には、後期高齢者の人口は1,912人となり、高齢者人口の67.0%を占めています。少子高齢化が一段と進行することにより、今後1人の現役世代（生産年齢人口）が1人の高齢者を支える形になり、医療や介護費などの社会保障費の負担や介護需要の増加が考えられます。

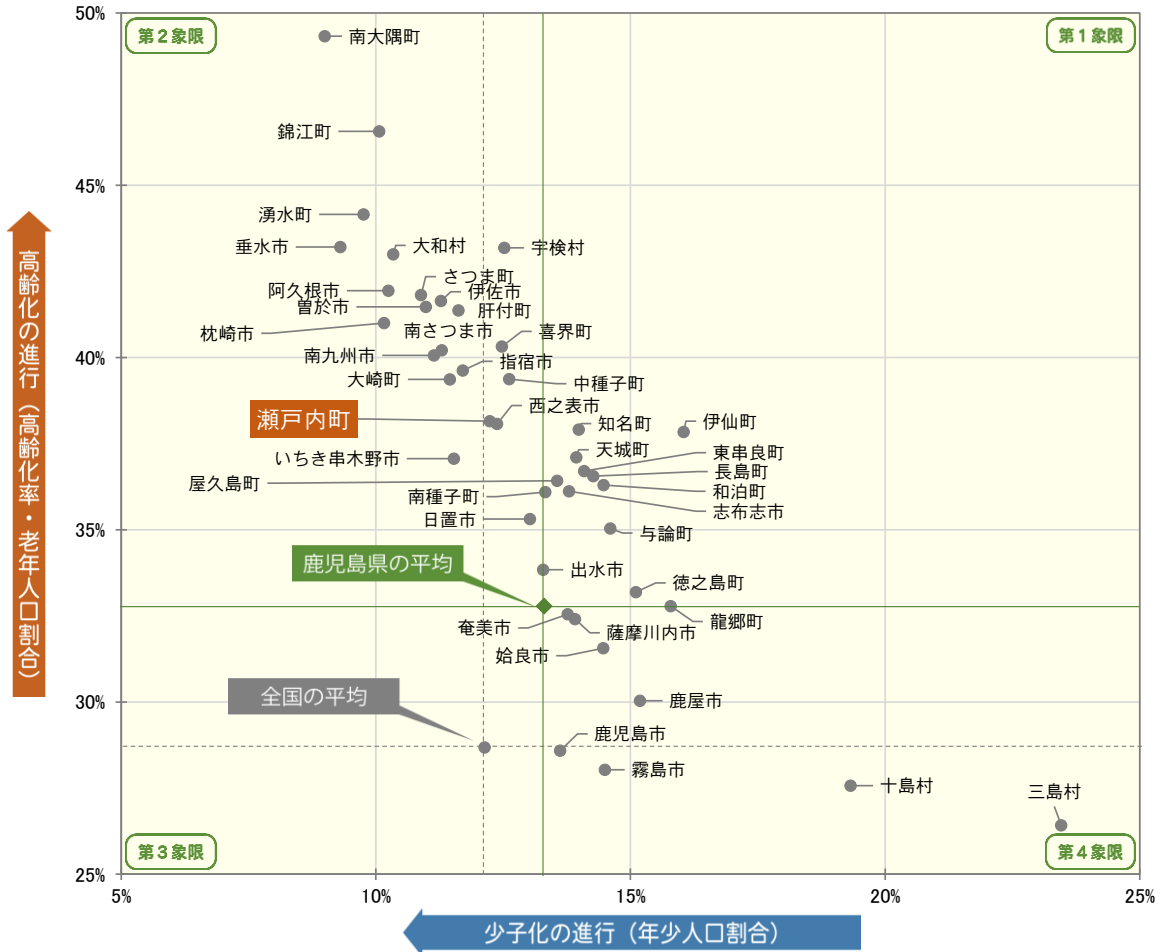


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」

③ 鹿児島県の少子高齢化の状況

県内すべての自治体の人口、年少人口、高齢者人口のデータをもとに、各自治体の年少人口の割合及び高齢化率を算出しました。県平均値を境として4つの象限に分けると、年少人口の割合が低いと少子化傾向に、高齢化率が高いと高齢化傾向にあるといえます。

本町は、年少人口の割合（12.2%）は県平均値（13.3%）より低く、高齢化率（38.2%）は県平均値（32.8%）より高い第2象限に当たるエリアに位置しています。



資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2年)

(2) 世帯数の推移

① 母子世帯・父子世帯

母子世帯は減少しており、令和2年は75世帯となっています。一方、父子世帯は増加しており、令和2年は14世帯となっています。

【母子世帯・父子世帯の推移】

	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
母子世帯数	110	104	96	75
父子世帯数	8	8	12	14

資料：総務省統計局「国勢調査」

② 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯は、令和2年は2,213世帯で、一般世帯数の52.3%を占めており、増加傾向にあります。

また、高齢者のいる世帯のうち、高齢者単身世帯数が49.5%と増加傾向にあり、女性の単身世帯が多くなっています。今後、高齢化が進むことによって、さらに高齢者単身世帯が増加することが考えられます。

【高齢者のいる世帯数の推移】

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,861	4,656	4,396	4,233
高齢者のいる世帯数	2,385	2,275	2,172	2,213
構成比	49.1%	48.9%	49.4%	52.3%
高年齢者単身世帯数	1,000	976	1,006	1,096
男性	243	275	340	429
女性	757	701	666	667
構成比	41.9%	42.9%	46.3%	49.5%
高年齢者夫婦世帯数	698	605	552	548
構成比	29.3%	26.6%	25.4%	24.8%
高年齢者のいるその他の世帯数	687	694	614	569
構成比	28.8%	30.5%	28.3%	25.7%

※高年齢者夫婦世帯とは、夫65歳以上妻60歳以上の夫婦一組の一般世帯。

資料：総務省統計局「国勢調査」

(3) 保育施設等の利用者数の推移

令和元年度以降の保育施設等の利用者数の推移は以下のとおりです。

【保育施設等の利用者数の推移】

		令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
認可保育施設	(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	91	100	87	72	58
幼稚園	(か所)	2	2	2	2	2
	利用者数 (人)	156	132	130	125	146
放課後児童クラブ	(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	52	42	54	55	61
放課後子ども教室	(か所)	3	3	3	4	4
	利用者数 (人)	78	57	61	85	90
地域型保育事業	(か所)	2	2	2	2	2
	利用者数 (人)	35	36	36	35	36
へき地保育所	(か所)	5	4	4	4	4
	利用者数 (人)	41	33	31	27	31
企業主導型保育施設	(か所)	1	1	1	1	1
	利用者数 (人)	0	4	17	17	10

資料：町民生活課・教育委員会総務課・社会教育課(各年度4月1日現在)

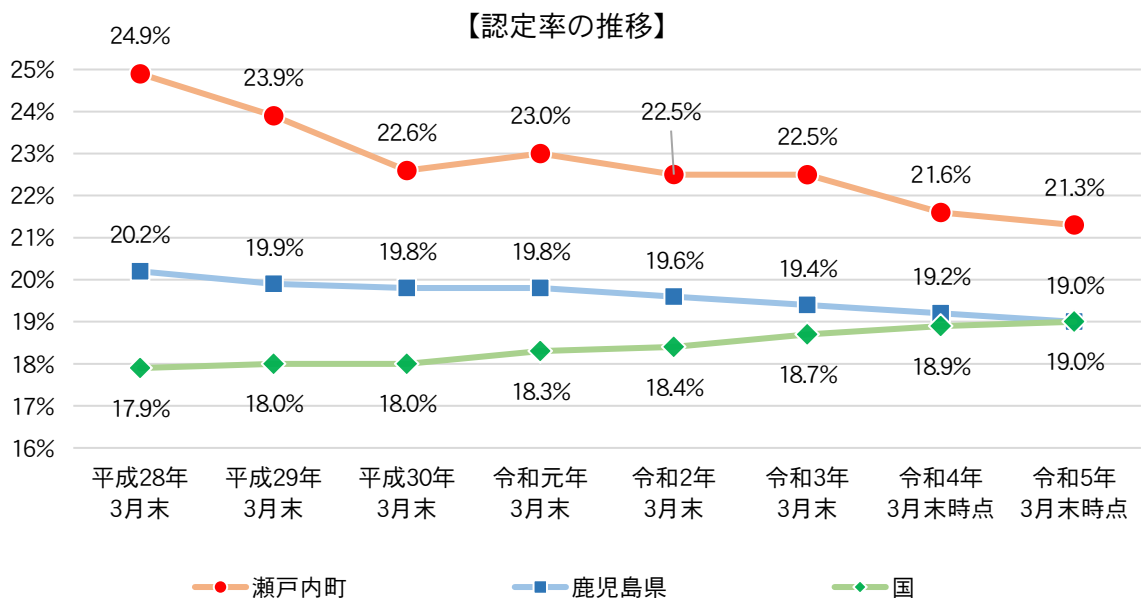
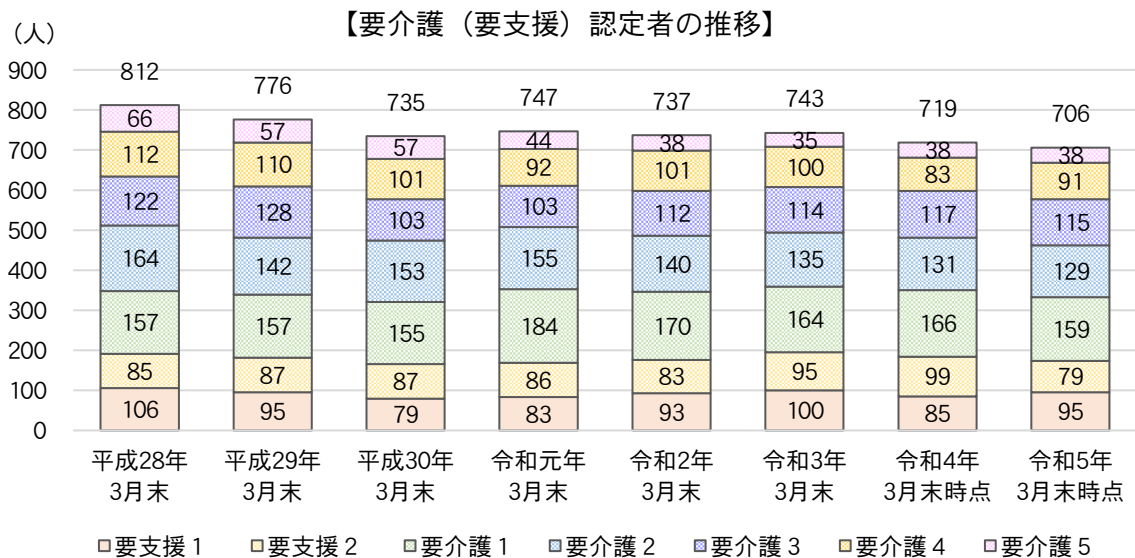
※放課後子ども教室は年度末、令和5年度は10月1日現在

企業主導型保育施設は令和2年2月1日開所

(4) 要介護認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和5年3月末時点では706人となっています。

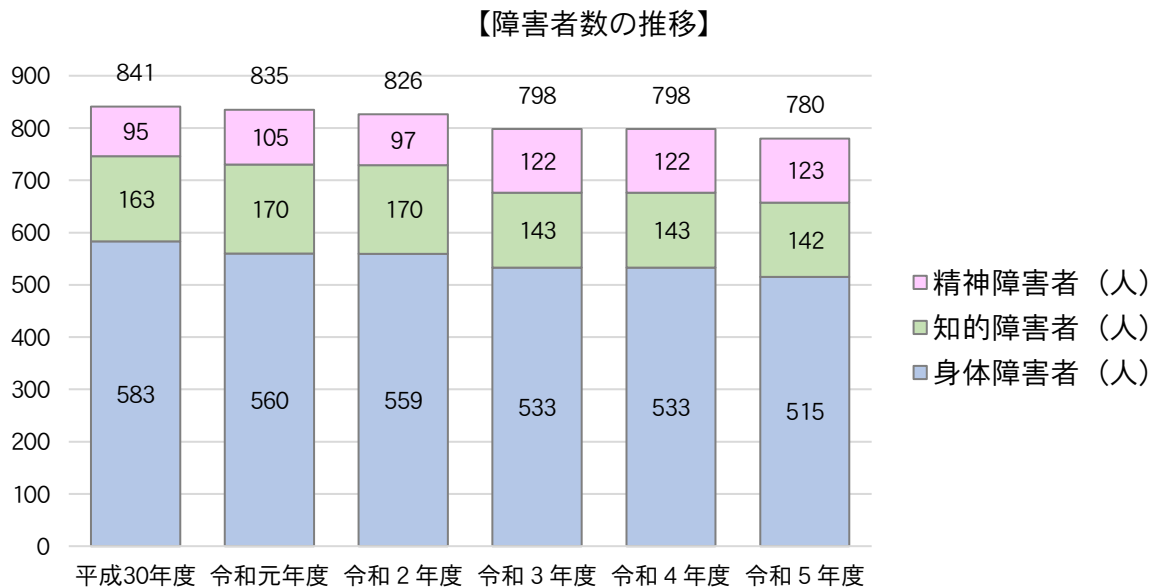
また、認定率は低下傾向にあるものの、鹿児島県、国より高い位置で推移しており、令和5年3月末時点では21.3%となっています。



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報、令和4年～5年「介護保険事業状況報告」月報

(5) 障害者手帳所持者数の推移

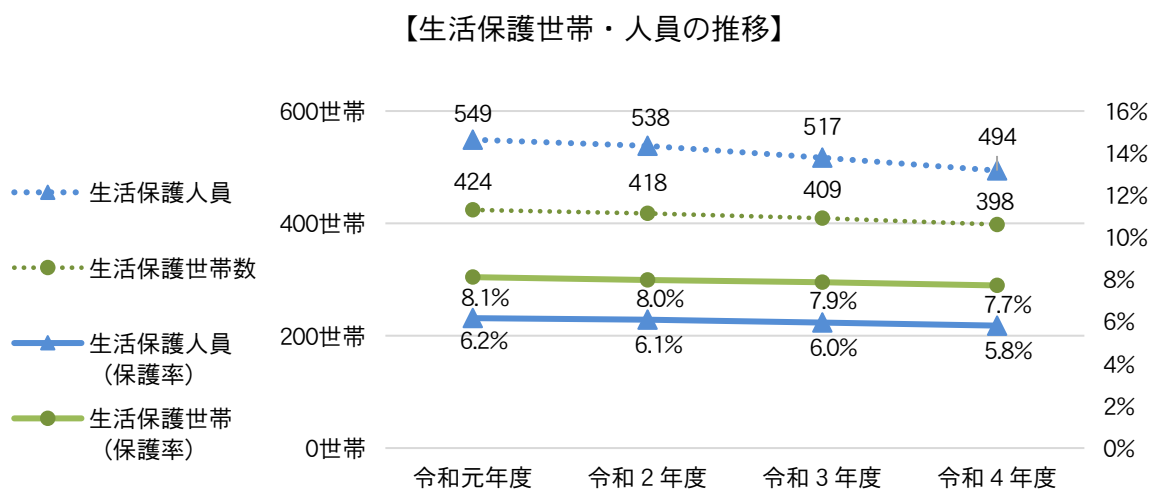
身体障害者手帳及び療育手帳の所持者は減少傾向にあり、令和5年度は身体障害者手帳が515人と減少しており、療育手帳が142人、精神障害者保健福祉手帳が123人とほぼ横ばいとなっています。



資料:保健福祉課(各年度4月1日現在)

(6) 生活保護世帯・人員の推移

生活保護世帯・人員は、減少傾向にあり、令和4年度は398世帯、生活保護人員は494人となっています。保護率（人口百対・世帯百対）はほぼ横ばいとなっています。



資料:大島支庁瀬戸内事務所福祉課(各年度3月31日現在)

(7) 虐待・DV・自殺の相談・通報件数

各年度の各種虐待などの通報・届出・相談件数は以下のようになっています。令和3年度以降、児童虐待相談・通報件数が多くなっています。

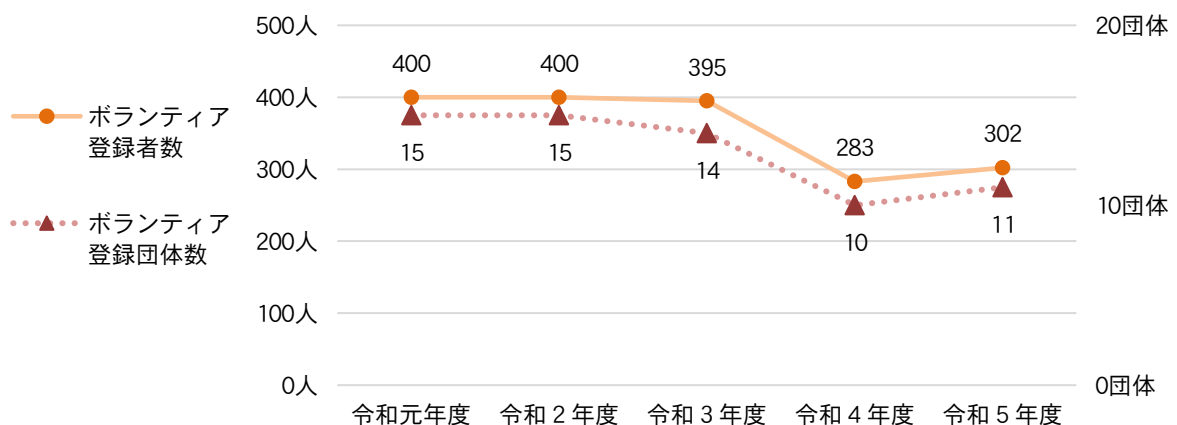
【虐待・DV・自殺などの状況】

	令和 元年度	令和 2年度	平成 3年度	令和 4年度	令和 5年度
高齢者虐待相談・通報件数	1	5	5	2	3
障害者虐待相談・通報件数	0	0	0	0	0
児童虐待相談・通報件数	5	2	10	15	12
DV相談・通報件数	1	5	15	1	2
自殺者数	2	2	2	2	2

資料:厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」※令和5年は9月まで

(8) ボランティア登録者数・団体数

ボランティア登録団体数・登録者はともに減少しており、令和5年度は11団体、登録者数302人となっています。



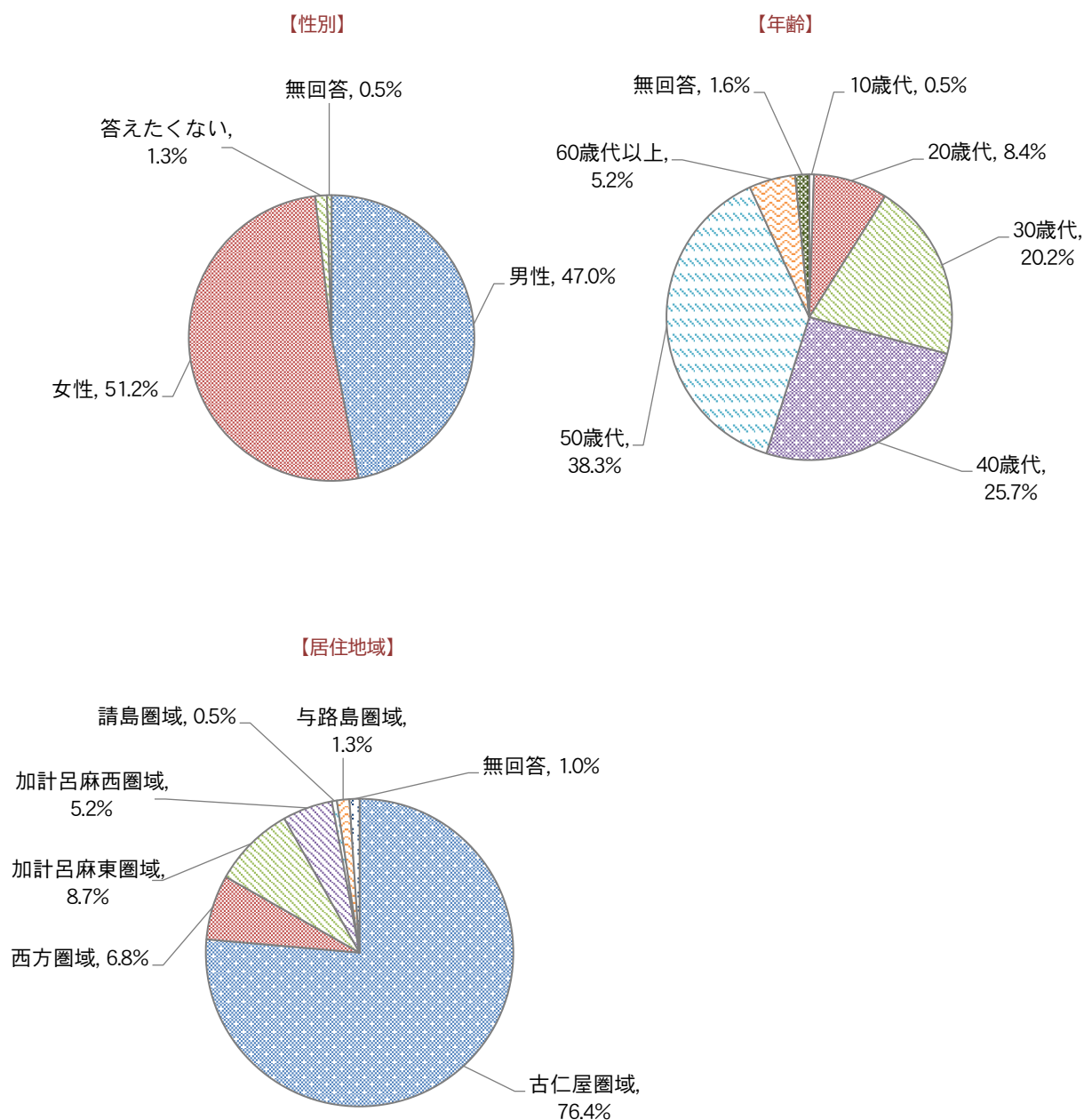
資料:社会福祉協議会(各年度3月31日現在、令和5年は10月1日時点)

2 アンケート調査からみる本町の現状

(1) 調査結果

① 回答者について

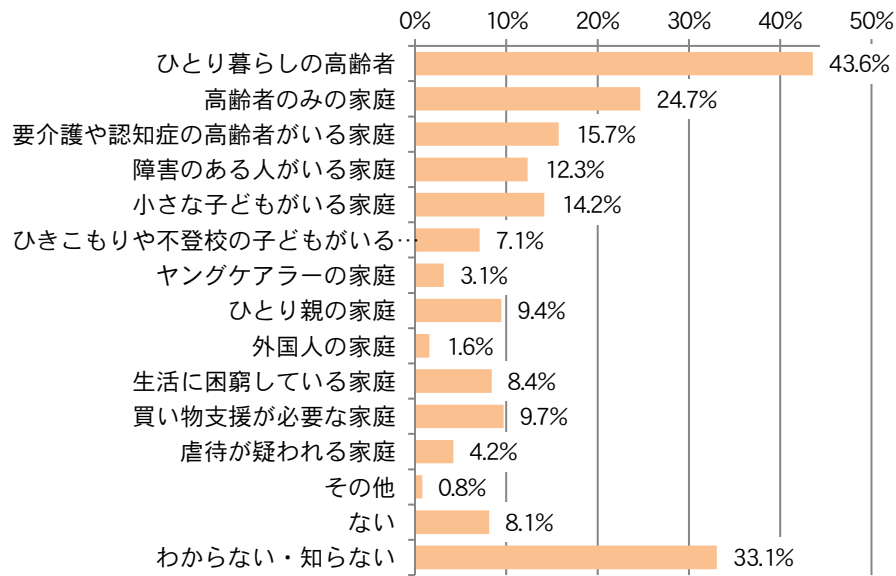
調査の回答者の性別は、「男性」が47.0%、「女性」が51.2%となっています。年齢については、「50歳代」とした回答が38.3%で最も高く、次いで「40歳代」が25.7%、「30歳代」が20.2%となっています。居住地域については、「古仁屋圏域」とした回答が76.4%で最も高く、次いで「加計呂麻東圏域」が8.7%、「西方圏域」が6.8%となっています。



② 地域のつながりについて

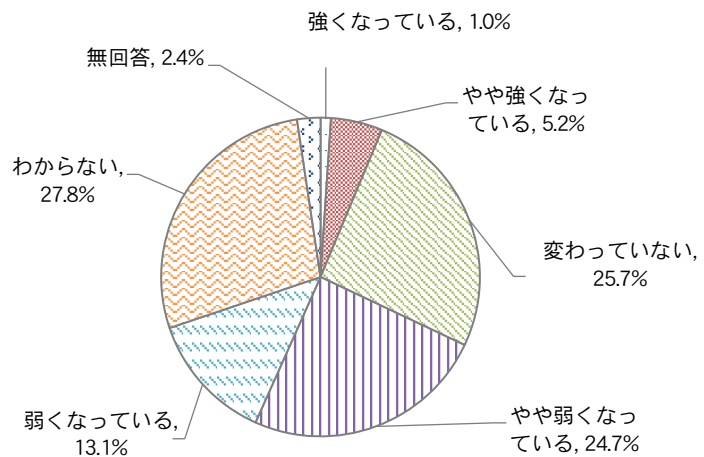
住んでいる地域における手助けや協力・支援が必要な家庭については、「ひとり暮らしの高齢者」として回答が43.6%で最も高く、次いで「高齢者のみの家庭」が24.7%、「要介護や認知症の高齢者がいる家庭」が15.7%となっています。また、33.1%の方は「わからない・知らない」と回答しています。

【住んでいる地域における手助けや協力・支援が必要な家庭】

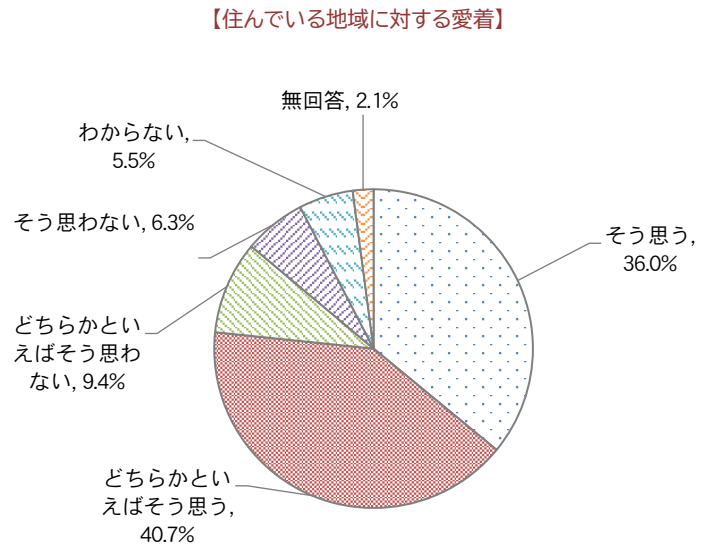


【住んでいる地域における地域のつながり】

住んでいる地域の“つながり”について、以前と比べて強くなっていると回答した方（強くなっていると、やや強くなっているの合計）は6.2%、弱くなっていると回答した方（弱くなっていると、やや弱くなっているの合計）は37.8%となっています。

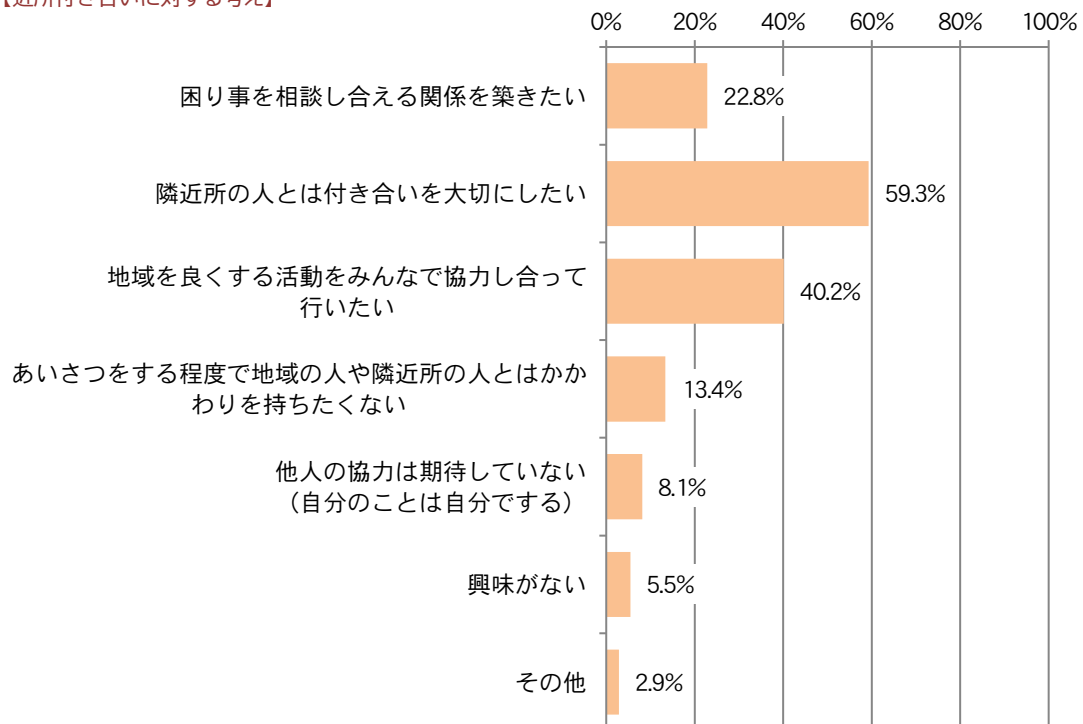


住んでいる地域に対する愛着については、約 8 割の方が感じている（そう思うと、どちらかといえばそう思う）と回答しています。



近所付き合いに対する考えとしては、「隣近所の人とは付き合いを大切にしたい」と回答した方が 59.3%で最も高く、次いで「地域を良くする活動をみんなで協力し合って行いたい」が 40.2%、「困り事を相談し合える関係を築きたい」が 22.8%となっています。

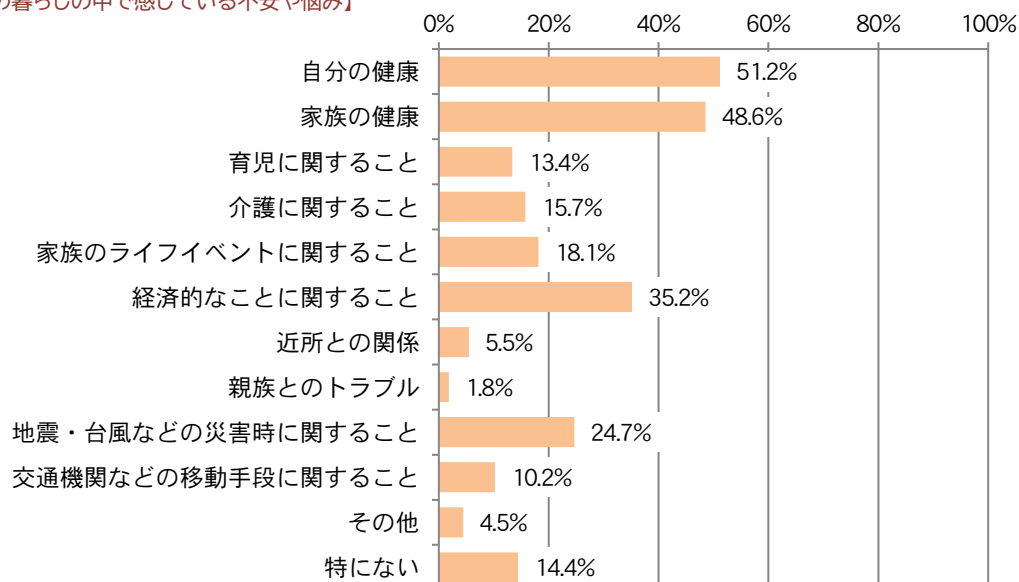
【近所付き合いに対する考え】



③ 困りごとの相談について

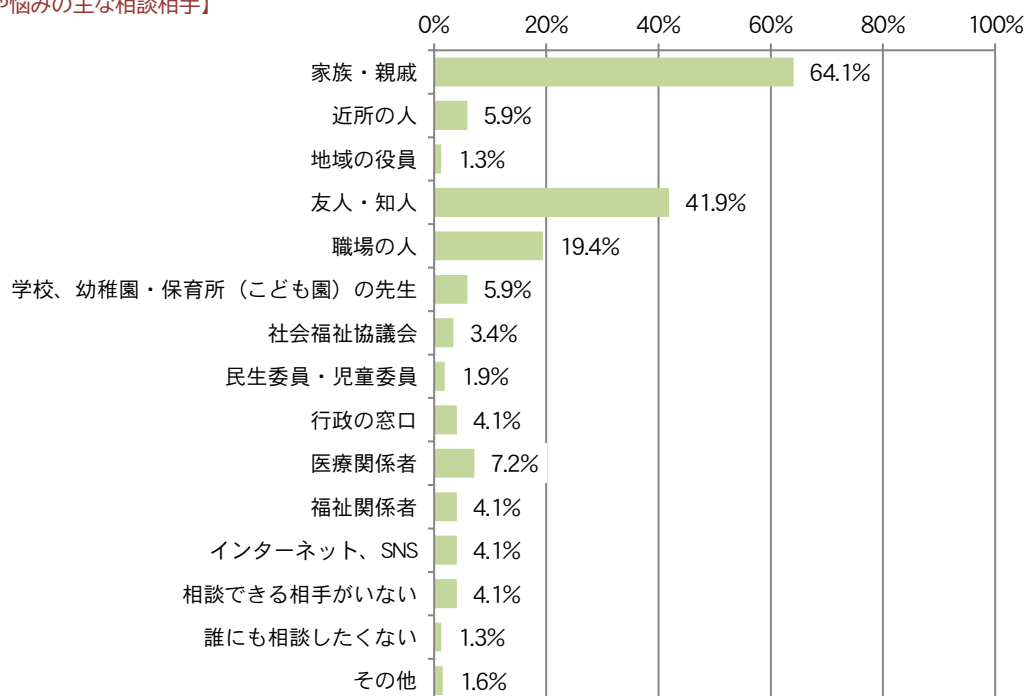
毎日の暮らしの中で感じている不安や悩みとして、「自分の健康」とした回答が 51.2% で最も多く、次いで「家族の健康」が 48.6%、「経済的なことに関すること」が 35.2% となっており、その他にも、日常生活や将来に対して様々な困りごとを抱えていることがわかります。

【毎日の暮らしの中で感じている不安や悩み】



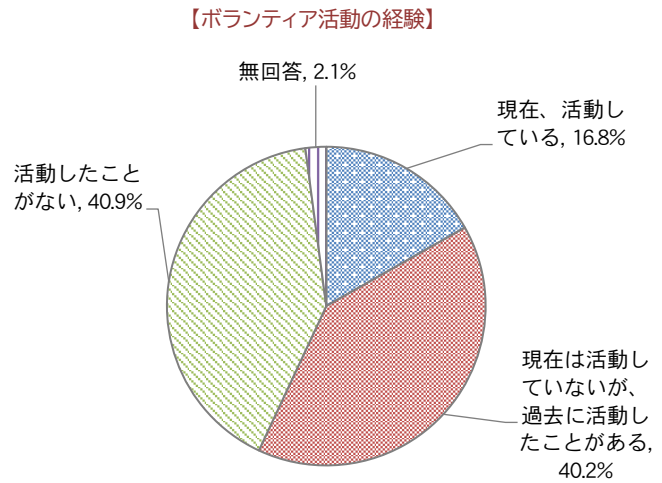
不安や悩みを主に相談する相手は「家族・親戚（64.1%）」、「友人・知人（41.9%）」、「職場の人（19.4%）」の順となっています。また、4.1%の方は「相談できる相手がない」と回答しています。

【不安や悩みの主な相談相手】

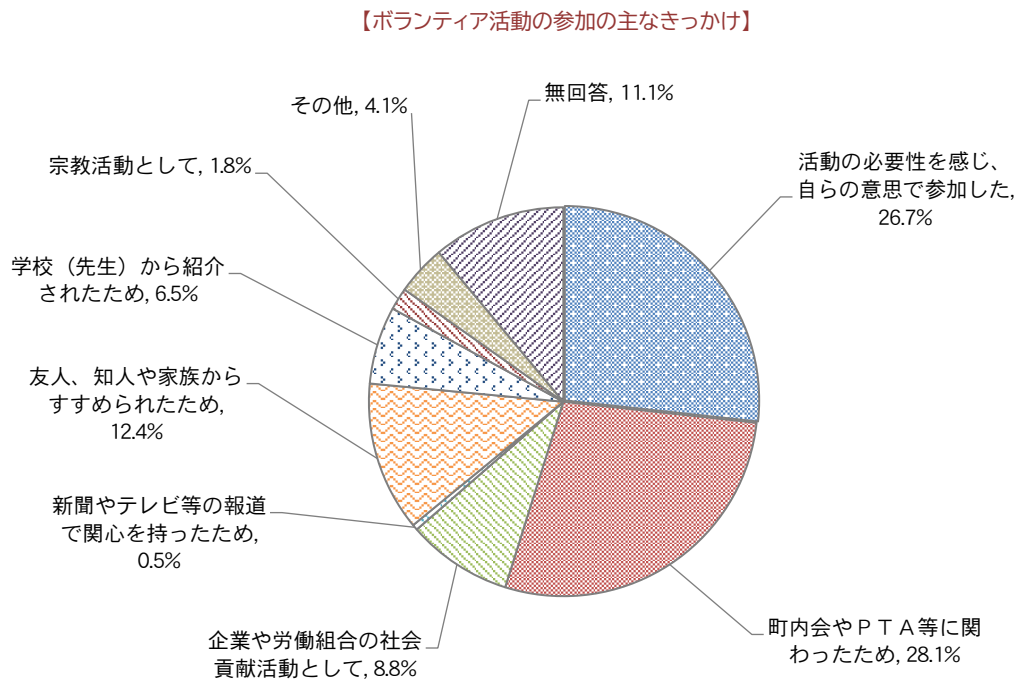


④ ボランティア活動について

現在、ボランティア活動をしていると回答した方は 16.8%、過去に参加したことがあるとした方は 40.2%となっています。



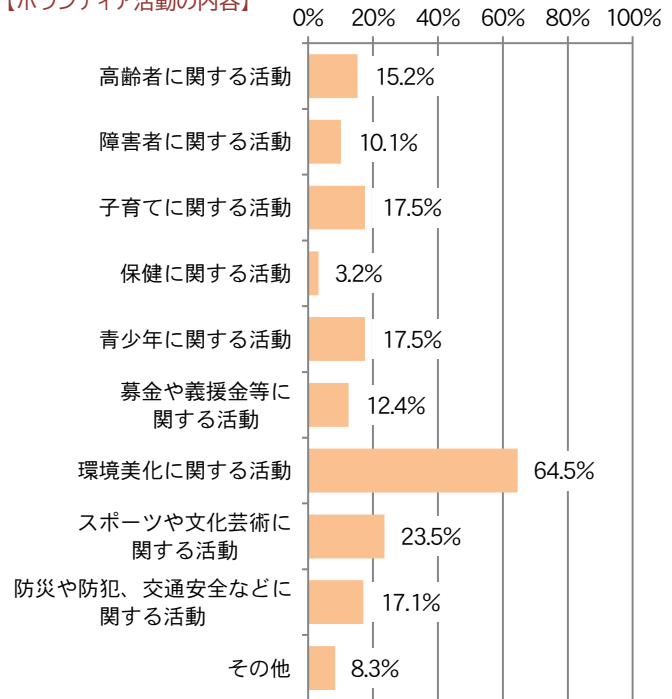
「活動のきっかけは」「町内会やPTA等に関わったため」とした回答が 28.1%、次いで「活動の必要性を感じ、自らの意思で参加した」が 26.7%となっています。



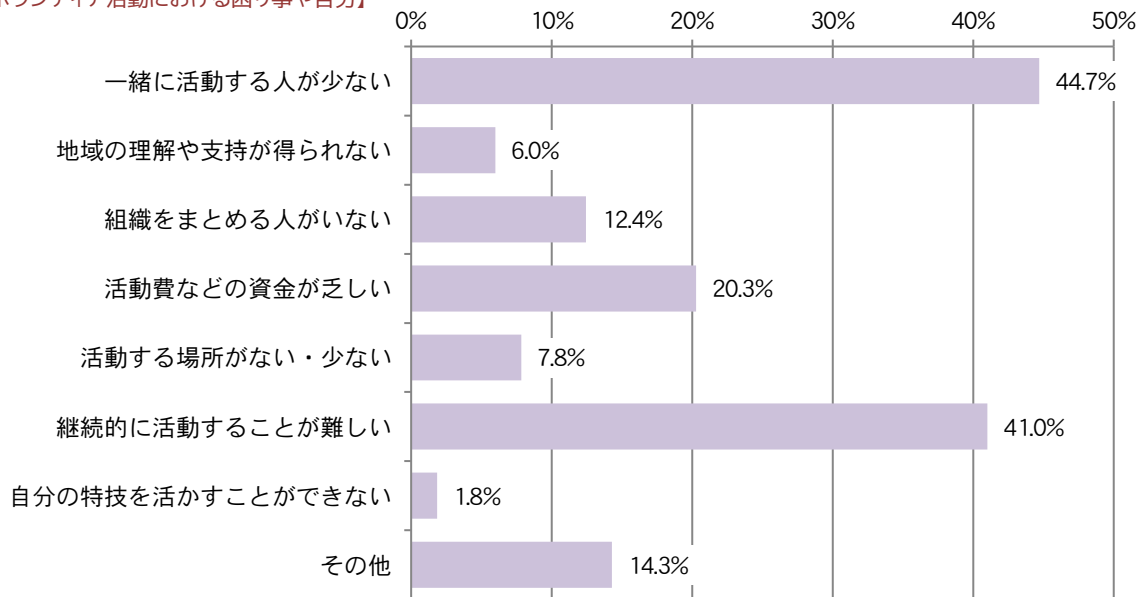
活動内容は「環境美化に関する活動」が64.5%と多く、次いで「スポーツや文化芸術に関する活動」の23.5%となっています。

活動における困り事や苦勞として、「一緒に活動する人が少ない」とした回答が44.7%と最も多く、次いで「継続的に活動することが難しい」が41.0%、「活動費などの資金が乏しい」が20.3%となっています。

【ボランティア活動の内容】

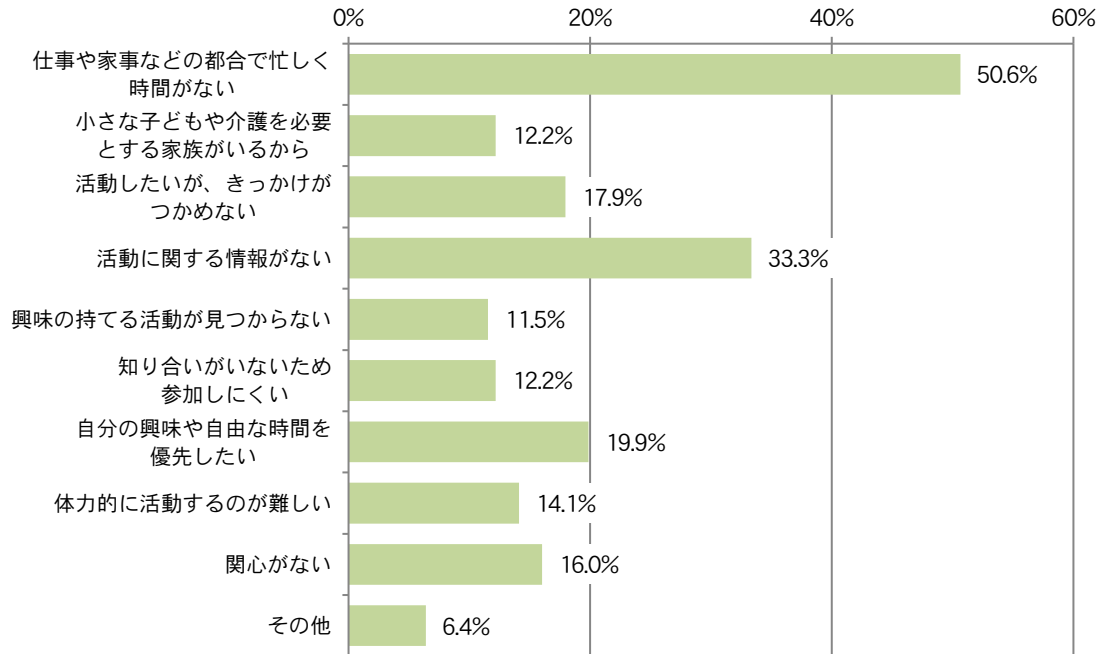


【ボランティア活動における困り事や苦勞】



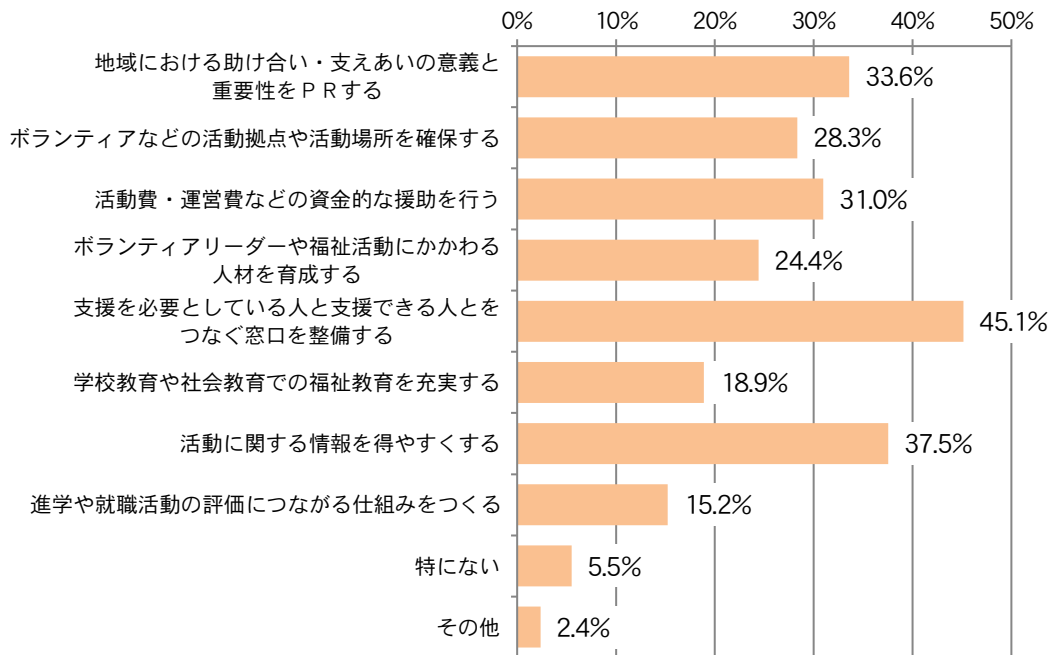
活動したことがない、活動できない理由としては、「仕事や家事などの都合で忙しく時間がない」とした回答が50.6%、次いで「活動に関する情報がない」が33.3%となっています。

【活動したことがない、活動できない理由】



地域活動やボランティア活動等を活発にしていくために、「支援を必要としている人と支援できる人とをつなぐ窓口を整備する」45.1%、「活動に関する情報を得やすくする」37.5%が必要であると回答しています。

【地域活動やボランティア活動を活発にするために必要なこと】

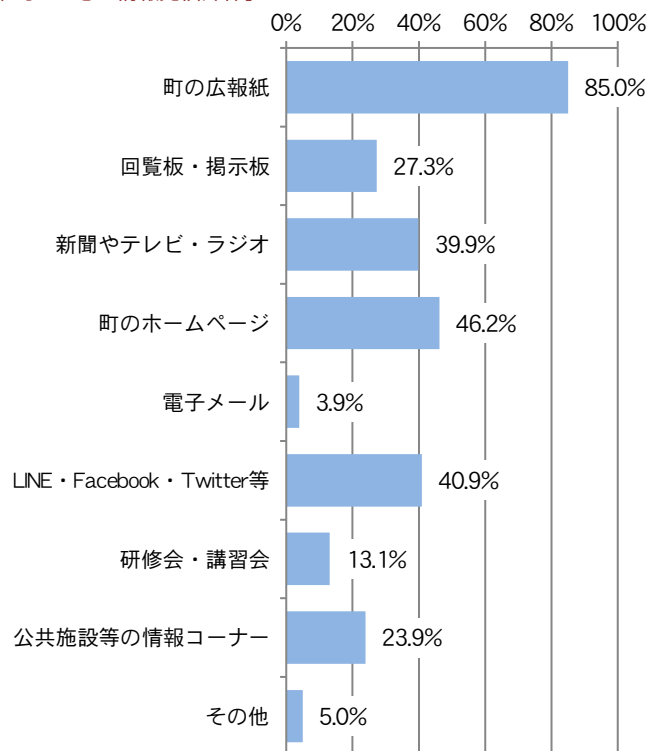


⑤ 福祉サービスや相談窓口に関する情報提供について

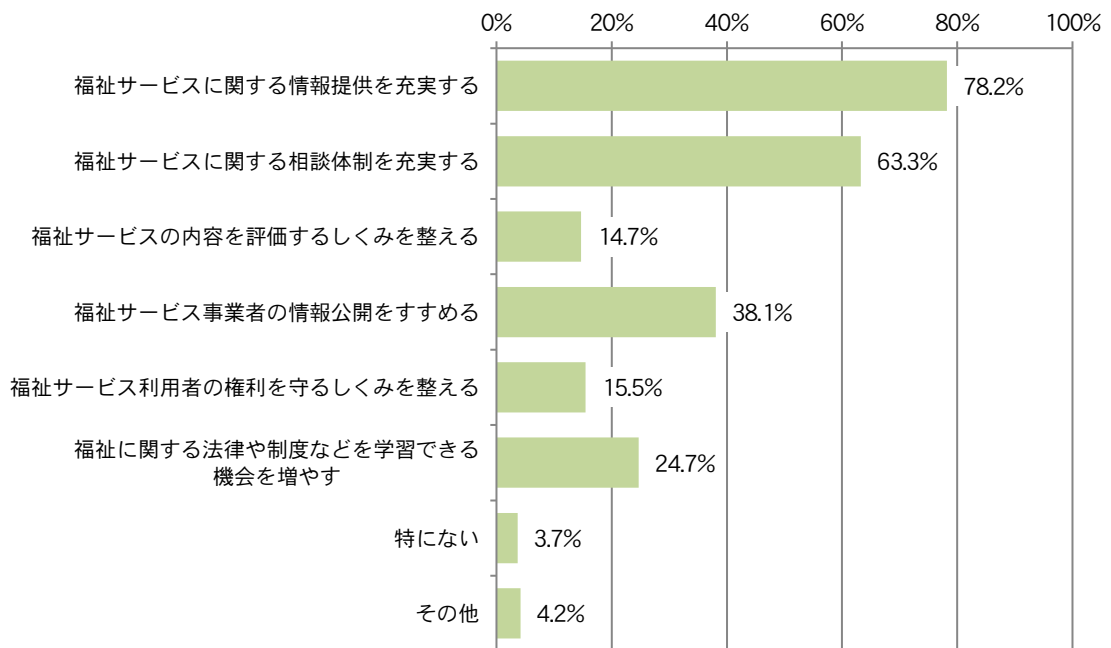
情報発信における効果的な媒体・機会としては、「町の広報紙」とした回答が 85.0%で最も高く、次いで「町のホームページ」が 46.2%、「LINE・Facebook・Twitter 等」が 40.9%となっています。

福祉サービスを選び安心して利用するために必要な行政の取組として、「福祉サービスに関する情報提供を充実する」とした回答が 78.2%で最も高く、次いで「福祉サービスに関する相談体制を充実する」が 63.3%、「福祉サービス事業者の情報公開をすすめる」が 38.1%となっています。

【効果的だと思う情報発信媒体】

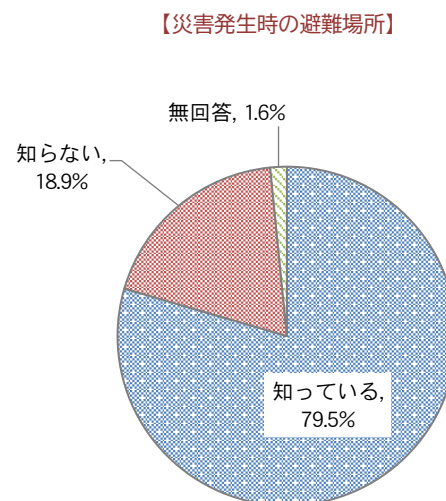


【福祉サービスを選び安心して利用するために必要な行政の取組】



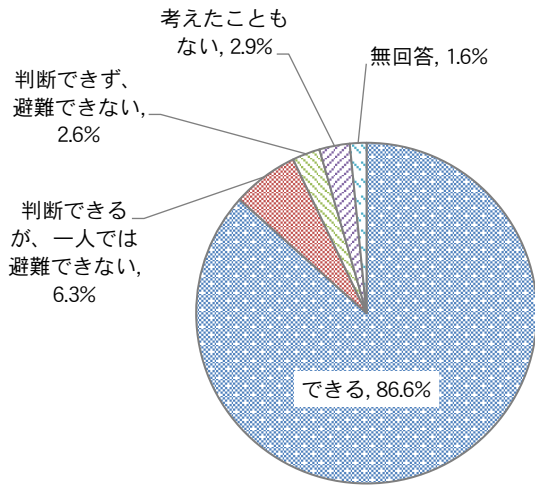
⑥ 災害発生時における避難について

災害発生時の避難場所については、79.5%の方が「知っている」と回答しています。

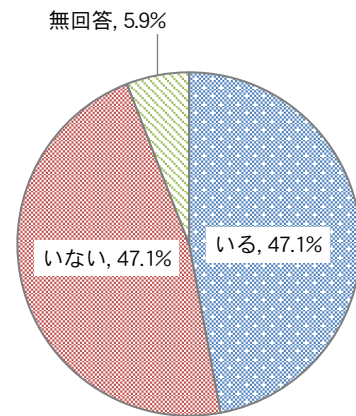


災害発生時の避難については 8.9%の方が、一人で避難できない（判断できるが、一人では避難できないと、判断できず、避難できないの合計）と回答しており、一人で避難できない方の 47.1%の方は近所に避難を頼める人は「いない」と回答しています。

【災害発生時の避難について】

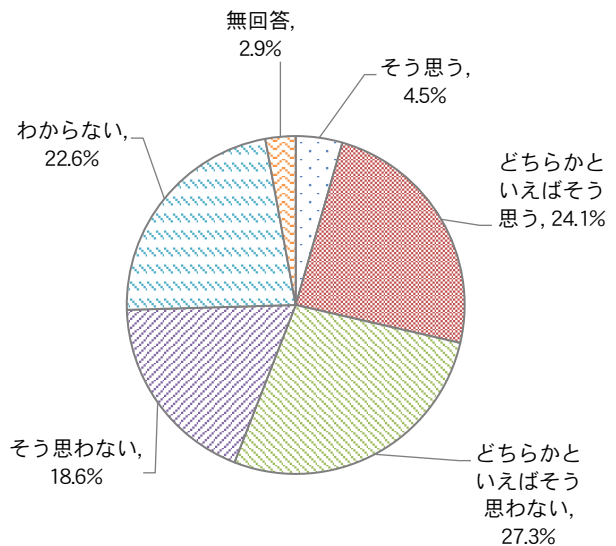


【災害発生時の避難における支援者の有無】



防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されていると思っている割合（そう思うとどちらかといえばそう思うの合計）は28.6%、思っていない割合（そう思わないとどちらかといえばそう思わないの合計）は45.9%となっています。

【防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されている】



（２）調査結果等からみえる課題

① 地域のつながりの希薄化、支え合い意識の向上

核家族化、ひとり暮らし世帯、高齢者世帯の増加などにより、周囲の気づきやつながりを維持していくことが難しくなっています。誰もが安心して暮らせる地域づくりには、福祉関係機関・団体はもちろん地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不

可欠であり、そのためには多くの住民が地域福祉に対する理解を深めることができるよう、様々な機会を通じて地域福祉への関心を深める取組が求められます。

② 様々な困りごとを相談や支援につなぐ仕組みづくり

民生委員・児童委員、社会福祉法人、地域包括支援センターにおいては、相談や専門機関へのつなぎ役として期待されており、住民の悩みや困りごとに対して適切な対応がなされるよう、各団体と連携を図りながら、必要な相談や支援に確実につながる体制づくりを進めていく必要があります。

③ 地域活動・ボランティア活動への参加促進及び人材の育成

ボランティアに関する情報提供や活動費用の補助、短時間で参加が可能な活動など、ボランティア活動へ参加しやすい環境を整えていくことが重要となります。

また、地域における支え合いは、町内会、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア団体など、多様な主体によって行われていますが、担い手の不足や固定化、高齢化が懸念されます。そのため、一人ひとりが自分にできる支援を行う意識の醸成、活動を担う人材の育成に努める必要があります。

また、各種団体や事業所等においても、福祉課題が多様化、複雑化するなかで人材の育成、確保は、今後ますます重要となります。

④ 複雑化・複合化する住民のニーズへの対応・包括的な支援の構築

高齢者、障害者、子育て家庭、特別な支援が必要な子どもといった対象ごとの課題に加え、孤立、自殺、虐待の社会問題化、子育てと介護の同時進行（ダブルケア）、や高齢の親と無職独身の子の同居（8050問題）、家事や家族の世話を日常的に担っているヤングケアラー問題といった複数の課題を同時に抱えるケースなど、住民が抱える課題が複雑化・複合化し、現行の制度では解決が難しい課題が増えています。

様々な福祉課題に対して適切かつ確実に支援につなげられるよう、地域住民による支え合いと行政による公的な支援を連動させ、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現することが求められています。

⑤ 多様な媒体、機会による情報発信

福祉に関する情報については、利用者や家族が主体的に選択、利用できるような様々な媒体、機会を通じてより多くの人に確実に情報を届けることが重要です。

また、年齢層によっても、効果的だと考える情報発信の手段は様々であるため、定期的に新しい情報を発信するほか、必要とする人が入手しやすい媒体や機会を用いて、情報を発信する必要があります。

⑥ 安全・安心な地域社会・福祉のまちづくり

地域の安全と住環境の向上は、より良い地域生活に不可欠な要件であり、住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、日ごろからの住民同士の支え合いを、非常時や緊急時においても発揮できるよう一層の地域安全対策を進めていくことが必要です。

第3章 計画の基本理念と基本目標

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

本計画の上位計画である「第6次瀬戸内町長期振興計画（後期計画：令和6年度から令和10年度）」及びその他の関連計画との関連性・継続性を踏まえ、基本理念を「地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりも（の）孤立も生まない、支え愛、つながり合える、心豊かな瀬戸内町」として、地域住民や関係機関、事業者等と連携して地域福祉を推進していきます。

地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりも（の）孤立も生まない、支え愛、つながり合える、心豊かな瀬戸内町

(2) 基本目標

本計画においては、施策展開の基本的方向として、3つの基本目標を設定し、基本理念の実現を目指します。

基本目標1 地域福祉を推進していく基盤づくり

（地域福祉を支える仕組みをつくる）

基本目標2 お互いさまがあふれる支え合いの地域づくり

（地域で支え合える仕組みをつくる）

基本目標3 隙間や切れ目のない支援体制づくり

（社会的孤立を防ぎ、必要な支援へつなぐ仕組みをつくる）

2 計画の体系

基本理念

地域づくりに“我が事”として取り組み、すべての町民を“丸ごと”包み込み、ひとりも（の）孤立も生まない、支え愛、つながり合える、心豊かな瀬戸内町

基本目標 1 地域福祉を推進していく基盤づくり

(地域福祉を支える仕組みをつくる)

- 1-1 地域の包括的支援体制の確立
- 1-2 福祉サービスの充実
- 1-3 情報提供と相談支援体制の整備
- 1-4 活動拠点の整備・確保
- 1-5 地域福祉を担う専門的人材の育成と確保

基本目標 2 お互いさまがあふれる支え合いの地域づくり

(地域で支え合える仕組みをつくる)

- 2-1 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成
- 2-2 住民主体の支え合いの地域づくり
- 2-3 健康・生きがいづくりの推進
- 2-4 地域活動の参加者や担い手(リーダー)の育成と確保

基本目標 3 隙間や切れ目のない支援体制づくり

(社会的孤立を防ぎ、必要な支援へつなぐ仕組みをつくる)

- 3-1 災害時の避難支援体制づくりの推進
- 3-2 権利擁護支援の推進
- 3-3 生活に困難を抱えている人の自立支援施策の推進
- 3-4 虐待の防止及び適切な対応の推進
- 3-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現
- 3-6 再犯防止における取組の推進
(瀬戸内町再犯防止推進計画)

第4章 施策の展開

1 地域福祉を推進していく基盤づくり

1-1 地域の包括的支援体制の確立

保健、医療、介護、福祉サービスが、関係者の連携の下、地域で支援を要する方々の状況の変化等に応じて、包括的に切れ目なく提供される体制の整備を進めます。

主な取組

公助

重層的な支援体制の構築（チームせとうち“我が事・丸ごと”支え愛事業）

● 少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）において、子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところです。

これを踏まえ、本町においても、地域共生社会の実現を確実なものとするため、住民の身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくり及び本町における医療、育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を包括的に受け止める総合的な相談支援体制づくりを推進していきます。

実施主体	保健福祉課
協働・連携	大島支庁瀬戸内事務所、町内各種団体、町外関係団体

「我が事」の仕組みづくり

「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいただく「仕組み＝地域づくり」が必要

「丸ごと」の総合相談支援体制の整備

地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援体制の整備が必要

地域共生社会の実現へ

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる社会

福祉サービス等の「支え手側」「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティづくりを行い、公的な福祉サービスと住民主体の活動（サービス）が協働し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現。

《他人事》から《我がごと》・《縦割り》から《丸ごと》へ

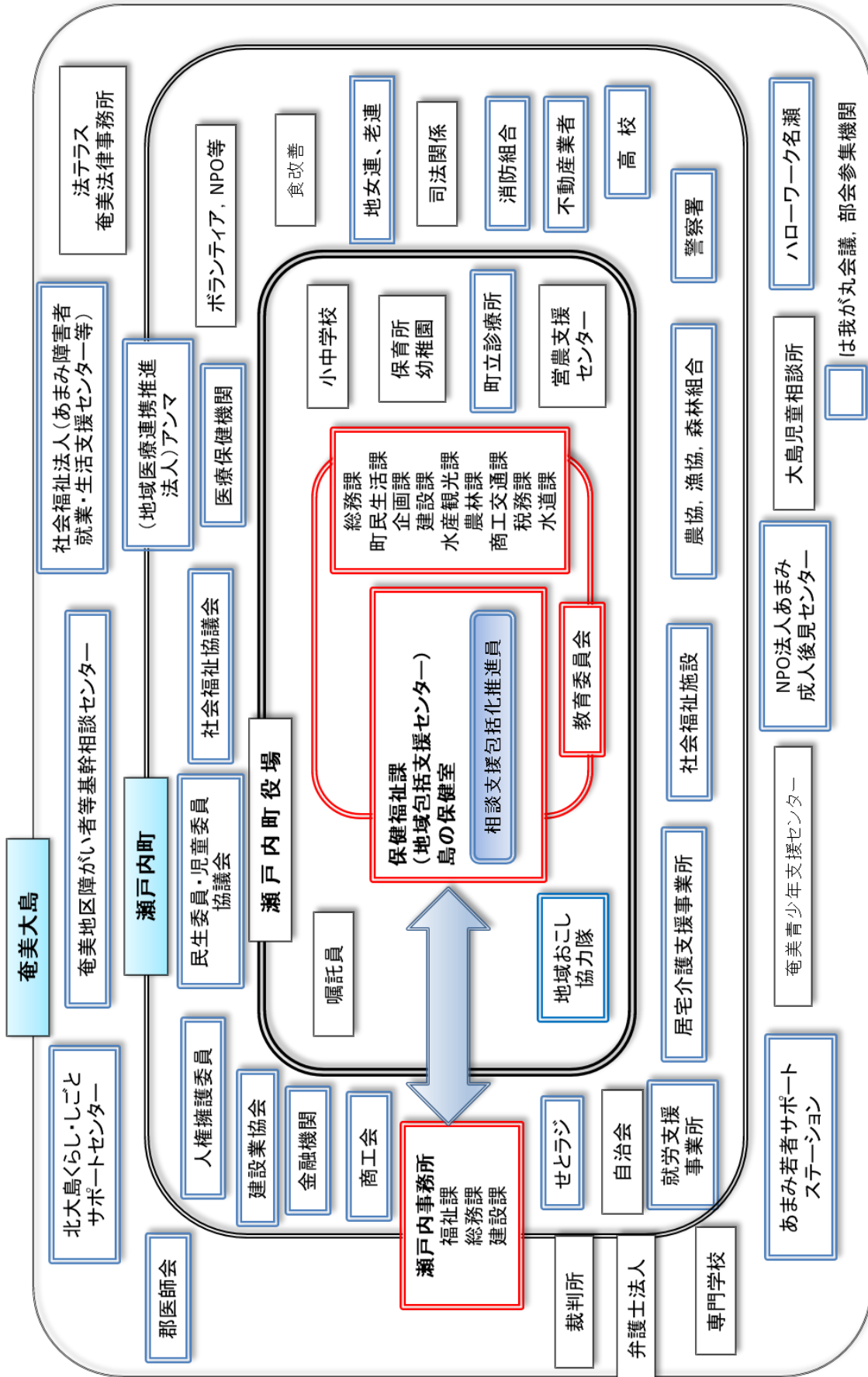
【主な取組】

- ・意識啓発：支え愛宣言、卓上ミニのぼり旗の設置、町民対象講演会
- ・相談支援包括化推進員の配置（保健福祉課、地域包括支援センター）
- ・ワンストップ相談窓口の検討
- ・“我が事・丸ごと”支え愛地域づくり推進会議、部会の設置
（相談支援部会、住まい部会、しごと部会）
- ・行政連絡会議の開催

相談支援部会	○要支援者等に関する情報の収集・共有化	・相談支援関係機関一覧表の作成 ・相談支援情報共有シートの作成
	○相談支援体制の整備の検討	・ワンストップ相談窓口の開設 ・相談支援包括推進員の配置
	○支援者の人材育成	・相談支援関係者対象セミナー ・職員研修
住まい部会	○施設ストックの情報集約	・各課が保有する施設（空き家・空き店舗、遊休施設を含む）の情報集約
	○町営住宅の入居者等の支援	・町営住宅の高齢入居者等の住み替えの仕組みづくり
	○身寄りがない公営住宅入居者の対応・支援の検討	・やどかりサポート鹿児島（連帯保証提供）との協定締結
しごと部会	○求人・求職情報の集約・提供	・ハローワークの求人情報の提供
	○各事業所の人材確保や人材育成対策	・事業所アンケートの実施
	○就労分野も含めた地域づくり	・研修会の開催

困りごとを抱えているときは、遠慮なく保健福祉課へご相談ください。

電話 0997-72-1068



「我が事・丸ごと」の地域づくり 「チームせとうち “我が事・丸ごと” 支え愛事業」

◎多様化する課題（困りごと）

介護、医療、子育て、教育、障害、住まい、しごと、家計…

◎「我が事・丸ごと」とは？ ←→ 他人事・一点の支援（「縦割り」）

住民（地域）の課題を「我が事」と捉え、包括的に受けとめ必要に応じて支援機関に相談
→ 本質的な課題をとらえ関係機関と連携して支援調整する。×「たらい回し」×「待ちの姿勢」

◎地域共生社会：全ての人に居場所があり、生きがいを共に作り高め合う社会

“我が事・丸ごと” 支え愛のまち

住民に身近な圏域

住民が主体的に地域の課題を解決！

民生委員・児童委員、老人クラブ、サロン、推進員、学校、
地域おこし協力隊、PTA、自治会、NPO・・・

連携

相談支援包括化推進員

各制度における相談支援機関を総合的にコーディネートする相談支援包括化推進員を配置

市町村域（支援機関）

相談支援機関が包括的・総合的に支援！

役場各課、福祉事務所、社協、医療・介護・福祉機関、商工会、
くらし・しごとサポートセンター、農林水産業者・・・

街おこし、産業振興

地域共生社会

重層的な支援体制の構築に関する施策

取組	関連施策
<p>1 相談支援</p>	<p>1-1 地域の包括的支援体制の確立</p> <p>1-3 情報提供と相談支援体制の整備</p> <p>3-2 権利擁護支援の推進</p> <p>3-3 生活に困難を抱えている人の自立支援施策の推進</p> <p>3-4 虐待の防止及び適切な対応の推進</p> <p>3-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現</p>
<p>2 人材育成・意識啓発</p>	<p>1-5 地域福祉を担う専門的人材の育成と確保</p> <p>2-1 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成</p> <p>2-2 住民主体の支え合いの地域づくり</p>
<p>3 環境整備</p>	<p>1-4 活動拠点の整備・確保</p> <p>2-4 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の育成と確保</p>

地域ケア会議の充実

●保健・医療・福祉等の専門機関や住民組織・民間企業等多職種によるネットワークを構築する地域ケア会議を開催し、高齢者個人に対する支援の充実、地域課題の抽出と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めるための協議を行い、共有された地域課題の解決に向け環境整備を図ります。

具体的な取組

地域ケア個別会議の開催（薬剤師・理学療法士・歯科衛生士・保健師・生活支援コーディネーター・主任介護支援専門員・担当ケアマネジャー）

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、町内医療・介護機関

在宅医療・介護連携の推進

●町内の医療・介護関係機関による「瀬戸内町在宅医療・介護連携推進協議会」を設置し、多職種協働により在宅医療・介護を一体的に提供できる体制構築を図り、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を推進します。

具体的な取組

- ア 地域の社会資源、利用者の情報や利用状況、住民の意向等の情報収集
- イ 地域の医療・介護の資源の情報整理（リストやマップ等の作成）及び活用
- ウ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- エ 在宅医療・介護連携の対応策の実施
 - ・在宅医療・介護連携に関する相談支援
 - ・地域住民への普及啓発
 - ・医療・介護関係者の情報共有の支援
 - ・医療・介護関係者の研修 など

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、在宅医療・介護連携推進協議会

各集落へコミュニティ担当職員の配置

●各集落の抱える様々な課題に対し、瀬戸内町職員等が地区割により、各集落担当としての使命を担い、関係課局との連携を図りながら解決へ向けて迅速に対応します。

具体的な取組

- ・台風などの災害調査
- ・行政情報の提供
- ・要望・陳情様式や、その他、行政に提出する文書作成への助言協力

実施主体	企画課（企画振興係）
協働・連携	各集落囑託員

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：職員数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉・在宅福祉活動	地域福祉活動 福祉用具等貸与事業（車いす・高齢者疑似体験セット等） 地域医療介護連携に関する会議への参画。 チームせとうち我が事・丸ごと支え愛事業への参画（相談支援部会・住まい部会・しごと部会への参画） 地域福祉活動計画の策定	5	5	6	6	6	6
		主な協力・連携団体 瀬戸内町保健福祉課・各種介護保険事業所・障害福祉サービス事業所・医療関係機関					

1-2 福祉サービスの充実

「老人福祉計画・介護保険事業計画」（以下「介護保険事業計画」といいます。）、「障害者計画・障害福祉計画及び障害児福祉計画」（以下「障害福祉計画」といいます。）、「子ども・子育て支援事業計画」（以下「子育て支援計画」といいます。）等の各分野別計画に基づき、地域における多様化・複雑化した支援ニーズに即した、きめ細かな福祉サービスの充実を図るとともに、適切なサービスの提供に努めます。

支援を必要としている人が、必要な福祉サービスを適切に利用できるようにするために、関係各課及び関連機関等との連携強化を図ります。

主な取組

公助

地域における子育て支援サービスの充実

- 子育てをしているすべての人が安心して子育てができるよう、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図るとともに、保育サービス利用者の生活実態及び意向等を踏まえ、サービス提供体制の整備を促進します。
- 子育て家庭が必要とする情報の提供や地域における子育てネットワークの形成の促進など、地域資源を活用した取組を推進します。

具体的な取組

子育て世代包括支援センター運営、新生児訪問指導、乳幼児訪問指導、ママのホットサロン、ぽっかぽかくらぶ、わくわくキッズ、ベビーマッサージ、放課後児童健全育成事業

実施主体	保健福祉課（保健予防係）、町民生活課
協働・連携	子育て世代包括支援センター

高齢者福祉サービスの提供体制の充実

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、また、心身機能の低下により自立した生活に不安のある高齢者が要介護状態にならないよう予防的視点を重視し、介護保険サービス以外にも様々な在宅福祉サービスを提供します。

具体的な取組

元気高齢者得トクポイント事業、高齢者無料乗車・乗船資格証交付事業、介護予防住宅改修・福祉用具購入助成事業、家族介護用品支給事業、見守り・安否確認 など

実施主体	保健福祉課（介護福祉係・地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、地域サロン、民間事業所

介護保険サービスの提供体制の充実

- 介護保険制度に基づく介護サービスを提供します。

具体的な取組

居宅サービス（訪問介護、通所介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所介護、福祉用具貸与など）、施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設など）、地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護など）

実施主体	保健福祉課（介護福祉係）
協働・連携	居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、地域包括支援センター

障害福祉サービスの提供体制の充実

- 障害福祉サービスの充実と、ニーズに合わせた障害福祉サービスを検討します。
- 各サービスの見直しやサービス提供者への研修充実の取組を行い、障害福祉サービスの質の向上を目指し、サービスの提供体制の充実を図ります。

具体的な取組

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護など）、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型・B型など）、居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援など）、障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスなど）、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援など）、地域生活支援事業（理解促進研修・啓発事業、手話通訳者・要約筆記者派遣事業、日常生活用具給付事業など）

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
協働・連携	福祉施設

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：利用者数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
居宅介護支援事業（ケアプラン作成及び給付管理業務）	要介護者からの相談や希望に応じてケアプランを作成し、それに沿って適切な介護サービスの提供者・事業者との調整を行います。	40	38	38	36	36	36
		主な協力・連携団体					
		各介護保険事業所・瀬戸内町保健福祉課・医療関係機関					
訪問介護事業（ホームヘルパー訪問業務）	高齢者や身体の障害を抱える人に対し、ケアプランに基づきサービス利用者の自宅に訪問して、日常生活上で困難なことへの援助やケアを行います。	46	45	45	44	44	43
		主な協力・連携団体					
		各種介護保険事業所・瀬戸内町保健福祉課・医療関係機関					
障がい者福祉サービス事業	瀬戸内町内における障害福祉サービス、相談支援業務や支援体制の充実強化に取り組みます。	12	12	13	13	13	14
		主な協力・連携団体					
		瀬戸内町保健福祉課・就労支援事業所・障害者福祉施設					
福祉有償運送事業	本会の実施する指定居宅介護サービス及び指定障害居宅サービス等を利用し公共交通機関を利用することが困難な要介護者や障害者等の移動制約者を対象とした、道路運送法第78条第2号及び道路運送法施行規則第49条第1項第2号に定める、福祉有償運送事業の登録を行い、介護サービス利用者の便宜に供することを目的とする。	49	49	49	49	49	49
		主な協力・連携団体					

1-3 情報提供と相談支援体制の整備

育児、介護、障害、貧困、更には育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める相談支援体制づくりを進めます。

地域包括支援センターにおいて、より一層充実した円滑な相談・支援活動が展開できるよう、高齢者や家族からの相談に対し、個別性を重視し訪問を主体として適切かつ迅速に対応するとともに、地域の関係機関等とのネットワークの形成を図ります。

主な取組

公助

子育て世代包括支援センターの設置

- 子どもを安心して出産し、また、生まれた子どもが健やかに成長していけるよう、出産前から出産後、乳幼児期、さらにその先へと、切れ目のない支援を進めます。

具体的な取組

保健師等の専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する妊産婦等からの様々な相談に応じ、その状況を継続的に把握し、支援を必要とする者が利用できる母子保健サービス等の情報提供を行うとともに、関係機関と協力して支援プランの策定などを行う。

実施主体	保健福祉課（保健予防係）
協働・連携	子育て世代包括支援センター

地域包括支援センターの取組強化

- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう包括的及び継続的な支援体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するため、適切な人員の確保に努めるとともに、関係機関との更なる連携強化を図り、効率的かつ効果的な運営を目指します。

具体的な取組

業務量及び業務内容に応じた適切な人員配置、効果的な運営の継続、相談支援体制の機能強化、包括的・継続的ケアマネジメント支援、地域支援事業の充実

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター運営協議会

障害者基幹相談支援センター等の設置

- 障害のある方及びその家族が地域において安心して生活できるよう、障害に関する総合的かつ専門的な相談業務を行う基幹相談支援センター等の設置に向けた協議・検討を進めます。

具体的な取組

専門的知識を得た職員の配置、地域移行・地域定着の取組・相談支援体制の強化・ピアリンク奄美（委託）

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
協働・連携	奄美地区地域自立支援協議会（5市町村）

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：利用者数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
福祉サービス 利用支援事業	<p>鹿児島県社会福祉協議会より受託事業として、利用者との契約に基づき、認知症や精神障害、知的障害等により日常生活を営むのに支障がある方に対して、福祉サービスに関する相談に応じ、福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き及び費用の支払い等、福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う。</p> <p>①福祉サービス利用支援の実施。 ②福祉サービス利用支援事業実地調査。</p>	23	22	22	22	22	22
		<p>主な協力・連携団体</p> <p>鹿児島県社会福祉協議会・大島支庁瀬戸内事務所福祉課・瀬戸内町保健福祉課</p>					

1-4 活動拠点の整備・確保

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが気軽に集い、必要な支援を受けることができるとともに、住民自らサービスを提供することができる福祉拠点づくりを促進します。

主な取組

公助

障害者地域生活支援拠点の設置

● 障害のある方やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談への対応、体験の機会と場所の提供、緊急時の受入れ、地域の体制づくりなど多角的な機能を有する拠点の整備に向けた取組を進めます。

具体的な取組

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援の為に機能（相談・緊急時の受入、体験の場、専門的人材の確保・養成等）

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
協働・連携	奄美地区地域自立支援協議会（5市町村）

地域子育て支援拠点事業

● 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

具体的な取組

子育て親子の交流の場の提供（ママのホットサロン、ぽっかぽかくらぶ）と交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施など

実施主体	保健福祉課（保健予防係）
協働・連携	子育て世代包括支援センター

1-5 地域福祉を担う専門的人材の育成と確保

介護支援専門員などの介護人材、在宅医療を担う医師や看護師等の医療職、生活支援サービスの担い手及び生活支援コーディネーターなどについては、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善の観点から、地域医療介護総合確保基金等を活用した人材の確保対策を推進します。

また、幼児期における質の高い教育・保育の安定的な提供や児童の健全育成を図るため、保育士や放課後児童支援員等の確保に努めるとともに、研修を通じた資質の向上に取り組みます。

主な取組

公助

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の養成と配置

●年次計画で生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を養成し、直営地域包括支援センターを中心に生活支援体制整備協議体と、一体的な連携を図りながら支援体制の充実や地域全体で多様な主体によるサービス提供体制を構築することにより、地域における支え合いの仕組みづくりを推進していきます。

具体的な取組

瀬戸内町地域包括支援センター・加計呂麻園地域包括支援センター（委託）

瀬戸内町社会福祉協議会（委託）へ配置

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、瀬戸内町社会福祉協議会

介護人材の確保に向けた取組の推進

●国や県と連携し、資格取得の支援、介護職の魅力の向上、多様な人材の確保・育成のほか、ポイント制度やボランティアの活用等による介護・総合事業等の担い手確保に向けた取組について検討します。

●介護職員の処遇改善、働きやすい職場づくり、介護ロボット・ICTを活用した職員の負担軽減等による介護職員の離職防止・定着促進の取組について検討します。

●事業者と連携して専門的知識・技術の習得を目的とした研修会の開催や多職種との連携等により、介護人材の専門性を高めるとともに、介護現場の中核を担う人材の育成・確保及び資質の向上に取り組みます。

実施主体	保健福祉課（介護福祉係）、社会福祉法人、介護サービス事業所
協働・連携	社会福祉法人、介護サービス事業所、地域住民

保育士等の人材確保

●保育士等がやりがいを持って働き続けられるよう、処遇改善など保育所等における職場環境の改善を図ります。

実施主体	町民生活課（児童母子係）
協働・連携	町民生活課（高丘保育所）

地域福祉を支える仕組みをつくるために・・・

自助

自分や家族で取り組むこと

- ★福祉の各種制度への関心を高めましょう。
- ★どのような福祉サービスがあるか調べてみましょう。
- ★広報紙やホームページの情報コーナーなどから積極的に日常の暮らしや福祉の情報を収集しましょう。
- ★町地域包括支援センターの相談窓口など相談機関に関する情報の把握に努めましょう。
- ★困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会に相談しましょう。

互助

地域の人みなで取り組むこと

- ★福祉に関する制度や法律、福祉サービス等についての地域における学習の場をつくりましょう。
- ★身近な相談窓口などの情報を教え合いましょう。
- ★支援が必要と思われる人がいたら関係機関を紹介しましょう。
- ★困りごとや悩みごとを抱えている人がいたら、相談するよう勧め、民生委員・児童委員や地域包括支援センター・関係機関を紹介しましょう。

2 お互いさまがあふれる支え合いの地域づくり

2-1 地域福祉の理解促進と福祉の心の育成

高齢者や障害者、子どもとの交流、ボランティア活動体験、福祉施設での体験学習などを通じ、福祉教育を推進します。

住民一人ひとりが福祉に関する正しい知識の習得や、福祉に関する体験ができる生涯学習を推進します。

ボランティア活動を始める「きっかけ」づくりや、活動を続けていくことができるよう「やりがい」や「楽しさ」などを感じる活動メニュー（ちょこっとボランティアポイント事業）を充実させるとともに、自分の知識や特技を活かし、一人でも多くの住民が積極的に活動に参加できるよう環境づくりに努めます。

主な取組

公助

ボランティア活動の促進

- 広報紙等で制度の周知を行い、ボランティアに対する意識の醸成を図ります。
- ボランティア活動に参加しやすい体制づくりを推進するとともに、ボランティアに登録をした方が生き生きと活動できる環境を整備します。

具体的な取組

ちょこっとボランティアポイント事業

実施主体	保健福祉課、社会福祉協議会
協働・連携	地域包括支援センター、社会福祉法人、地域住民

高齢者等に対する福祉教育の推進

- すべての人が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活が送れるようにするためには、自らが地域の生活課題を発見し、その解決に取り組むとともに、地域で支え合い、助け合う意識の醸成が必要です。講座の実施を通じて、地域福祉に関する町民の意識啓発に努めます。

具体的な取組

認知症サポーター養成講座、ちょこっとボランティア養成講座、地域サロン立ち上げ支援

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、老人クラブ、地域サロン

学校における福祉教育の推進

●小・中学校において、総合的な学習の時間等を活用し、体験活動や探究学習を通して、感謝と尊敬の気持ちや思いやりの心を育むなど、福祉に関する教育を実施します。

具体的な取組

福祉ボランティア活動・高齢者を招待したり、福祉施設を訪問したりする活動・福祉施設や幼稚園等での職場体験活動・ブラインドウォーク等の障害者の困り感を体験する活動・LGBTQ についての講演・住みにくいと感じている人々に気付く授業

実施主体	瀬戸内町立各小中学校
------	------------

協働・連携	
-------	--

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：受講者数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
地域福祉活動推進事業（ボランティア育成事業）	地域住民の福祉に対する意識の高揚を図り、ボランティア活動の活性化を図る。ボランティア活動が地域に対する福祉教育につながっているとの視点に立ち、ボランティア精神の醸成を図る。	20	20	20	20	20	20
		主な協力・連携団体					
		鹿児島県社会福祉協議会・瀬戸内町保健福祉課・鹿児島県手話奉仕員養成機関					

2-2 住民主体の支え合いの地域づくり

地域で安心して安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活を支援する見守り活動等を促進します。

住民一人ひとりが、地域における様々な「困りごと」に気づき、地域、行政、地域包括支援センター、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携・協働し、解決に向けて取り組み、支え合う地域づくりを推進します。

主な取組

公助

地域住民参加による支え合いの推進

- 人と人との絆を大切にした地域の支え合いの輪を広げ、住民との協働により主体的に地域で支え合える仕組みをつくっていきます。
- 地域住民参加による見守り・支援の取組を働きかけていきます。
- 地域の老人クラブ等を中心にした高齢者同士の支え合い活動等の活性化を支援していきます。

具体的な取組

高齢者地域支えあいグループポイント事業

地域資源を活用した見守り等（宅配給食事業、金融機関の訪問など）

実施主体	保健福祉課、社会福祉法人、単位老人クラブ
協働・連携	地域包括支援センター、社会福祉法人、地域サロン、老人クラブ、民生委員・児童委員協議会、民間事業所

ひとり暮らし高齢者等への支援

- 地域の中で民生委員や健康づくり推進員、ボランティアを行う個人や団体を募り、様々な角度からの見守りや必要とされるサービスの情報提供、ケアマネジメント等ができるネットワークの構築を検討します。

具体的な取組

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置）

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、社会福祉協議会

2-3 健康・生きがいつくりの推進

若い世代からの健康づくりや生活習慣病予防、糖尿病重症化予防の取組等、住民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、身近で参加しやすい機会の拡充や意識啓発を図り、地域における健康づくりを進めます。

主な取組

公助

子どもや母親の健康の確保

- 妊娠・出産から育児へと総合的・継続的な相談・支援体制の確保に努め、健康診査、訪問指導、保健指導等の各種母子保健事業の充実を図ります。

具体的な取組

妊産婦健康診査や保健指導、妊婦学級、妊婦歯科検診、乳幼児健康診査、産後ケア事業、発達相談、栄養相談など

実施主体	保健福祉課（保健予防係）
協働・連携	子育て世代包括支援センター

健康長寿のための健康づくりの推進

- 健康寿命の延伸を目指し、町民が健康に関する正しい知識に基づき主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、効果的な普及・啓発を図ります。
- 住民の健康データに基づく健康課題の抽出と周知を行うなど、効果的な施策を推進します。

具体的な取組

健康づくり推進員活動、食生活改善推進員活動 など

実施主体	保健福祉課（保険給付係、保健予防係）
協働・連携	瀬戸内町在宅医療・介護連携推進協議会、大島郡医師会、厚生連等

生活習慣病の予防と改善

- 効果的な健康づくりと介護予防の一体的な取組について検討を進め、若い世代から健康づくりに取り組み、将来の介護予防につなげていきます。
- 生活習慣病が発症する前の若い世代から、健診を受ける習慣を身につけ、自分の健康状態を知り、健康の大切さを自覚してヘルスリテラシー（健康に関する正しい情報自ら収集し活用できる力）を高めていくことができるように啓発します。

具体的な取組

特定健康診査、長寿健康診査、各種がん検診、特定保健指導、歯周病検診、健康教室、健康相談、健康に関するポスター掲示、パンフレット配布など

実施主体	保健福祉課（保険給付係、保健予防係）
協働・連携	地域包括支援センター、瀬戸内町立各小中学校、大島郡医師会、厚生連、各医療関係等、在宅医療・介護連携推進協議会

介護予防・重度化防止の取組の推進

●運動機能や栄養状態などの特定の機能の状態の改善を目指すだけでなく、高齢者が自身のレベルに応じた予防活動等を行い、生きがいを持って生活できることを目指し、状態の把握や適切な支援活動を行っていきます。

具体的な取組

介護予防・生活支援サービス事業（訪問型サービス・通所型サービス）、一般介護予防事業（元気な笑顔教室、元気な足腰講座、ひらめき教室、男の料理教室、地域リハビリテーション）など

実施主体	保健福祉課（介護福祉係・地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、介護予防サービス事業所、地域サロン、町内医療機関理学療法士

社会参加の促進と活動機会の充実

●健康の保持増進に向けて、スポーツ活動を啓発するとともに、スポーツの中でレクリエーション的な要素を取り入れつつ、気軽にグループづくりができるような、楽しみながら継続してスポーツができる場の提供に努めます。

具体的な取組

元気高齢者得トクポイント事業、老人クラブ育成、スポーツ活動 など

実施主体	保健福祉課（介護福祉係・地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、老人クラブ、地域サロン

2-4 地域活動の参加者や担い手（リーダー）の育成と確保

地域住民に対する福祉活動の啓発として、関係団体と連携の上、福祉活動に関する広報を行い、理解を促すとともに、身近な地域での活動への参加につなげます。

また、社会福祉法人や民間団体等についても、関係機関等と連携しながら社会貢献活動への参加を促進します。

主な取組

公助

次世代まちづくりリーダーの育成

- 子どもが自ら考え、地域を愛する心を育む、体験・参加型のまちづくり教育や子どもも楽しめる地域活動の充実を図ります。
- 高校卒業と同時に地元を離れる子どもも多いため、高校生のうちに様々な実体験をおし、地域に深く関わることで、地域に対する誇りや愛着を感じてもらい、将来の地域活性化を担う人材の育成につなげます。

具体的な取組

- ・ジュニアリーダー研修会
- ・「総合的な探求の時間」を活用し、地域の課題解決研究を行う。
- ・地域の方を活用した「地域学」をおし、伝統や環境等を守るため、豊富な教育的資源の活用など地域に貢献できる人材育成を行う。

実施主体	社会教育課、古仁屋高校活性化対策室
協働・連携	鹿児島県、瀬戸内町立各小中学校、鹿児島県立古仁屋高等学校

支え合いの地域づくりの気運の醸成

- 様々な広報媒体を活用して、地域づくりの意義や各種団体の活動状況等について情報発信することにより、助け合い、支え合う意識や、地域づくりに「共に取り組む」気運の醸成に努めます。

具体的な取組

チームせとうち「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進事業」

実施主体	保健福祉課（推進会議・相談支援部会）、商工交通課（しごと部会）、建設課（住まい部会）
協働・連携	大島支庁瀬戸内事務所、町内各種団体、町外関係団体

民生委員・児童委員との連携強化

- 民生委員の活動に対する理解促進や負担軽減の取組など、担い手確保に向けた取組を進めます。
- 民生委員・児童委員に対し、住民のニーズの把握のために必要な情報の提供や研修を行うことにより連携強化を図ります。

具体的な取組

各地区への見守り活動・各種相談業務に対してのスキルアップ研修

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
協働・連携	民生委員協議会

認知症サポーターの養成と支援者をつなぐ仕組みづくり

- 地域で暮らす認知症の人々やその家族を応援する「認知症サポーター」の養成と、認知症高齢者を地域で“気づき”“つなぎ”“支える”ための支援者をつなぐ仕組みを整備していきます。

具体的な取組

認知症サポーター養成講座、認知症カフェ（海カフェ）

実施主体	保健福祉課（地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、地域住民、認知症サポーター、認知症グループホーム

地域で支え合える仕組みをつくるために・・・

自助

自分や家族で取り組むこと

- ★地域ぐるみで積極的にあいさつ・声かけを行いましょう。
- ★身近にどのような人が暮らしているのか、関心を持ちましょう。
- ★隣近所の人と誘い合って地域の行事や催事などに積極的に参加しましょう。
- ★地域社会を構成しているひとりであることを意識しましょう。
- ★福祉について学んだことを、家庭に持ち帰って家族で話してみましょう。
- ★ボランティア活動に関心を持ち、講座や活動に参加してみましょう。
- ★どのような団体がどのような活動をしているのか、確認してみましょう。
- ★自分が持っている知識や技術、経験等を活用し、地域活動に参加しましょう。

互助

地域の人みなで取り組むこと

- ★地域における生活課題について考え、その解決に向けて地域住民で互いに助け合いましょう。
- ★愛着を持てる地域を地域の住民みんなで作っていきましょう。
- ★住民のみなさんがお互いに自治会への加入をすすめ、また、各種の行事に参加していくようにしましょう。
- ★ボランティア講座やリーダー養成研修等への参加を呼びかけましょう。

3 隙間や切れ目のない支援体制づくり

3-1 災害時の避難支援体制づくりの推進

防災マップ等を活用して災害危険箇所や避難場所の周知を図り、地域住民の防災意識を高めるとともに、関係機関と連携のもと、地域住民による防災体制を確立し、「自助」「互助」「共助」「公助」による地域防災力の強化を図ります。

主な取組

公助

災害時における要配慮者支援

- 災害時に支援が必要な要配慮者については、情報把握に努めるとともに、災害時の安全な避難に向けて各集落、関係機関との連携を図り、災害時における安否確認や避難支援を迅速かつ的確にできるよう努めます。
- 一般避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、事業所の協力を得て福祉避難所の充実等に努めます。

具体的な取組

災害時要援護者管理システムへの調査・登録、福祉避難所の指定・登録

実施主体	保健福祉課（地域支援係・保健福祉係）、総務課（危機管理係）
協働・連携	地域包括支援センター、嘱託員、民生委員、地域住民

自主防災組織への支援

- 自主防災組織の結成及び活動に対し必要な支援を行うとともに、自主防災組織の運営における重要な役割を担う人材の育成を行います。

具体的な取組

定期的な研修、訓練（情報伝達、消火・救助、避難誘導）

実施主体	総務課（危機管理係）
協働・連携	嘱託員、地域住民

防災知識の普及啓発

- 関係機関等と連携し、防災・減災対策、災害応急対策等に関する訓練や防災知識の普及啓発を推進します。

具体的な取組

防災講座（研修）・防災訓練への参加

実施主体	総務課（危機管理係）
協働・連携	嘱託員、地域住民

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：職員数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
災害援護事業 （災害被災者に対する援助事業）	① 災害被災者に対する援助事業 ② 災害対策の強化（災害対策体制・資材の確保） ③ 災害時応援協定の締結	10	10	10	10	10	10
		主な協力・連携団体					
		瀬戸内町（総務課：危機管理係・保健福祉課）					

3-2 権利擁護支援の推進

住民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい知識を持つように取り組めます。

認知症・知的障害・精神障害等の理由で判断能力が十分でない人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を促進します。

主な取組

公助

成年後見制度の周知・啓発

- 高齢者や障害者とその家族等が成年後見制度に対する知識を高められるよう、広報紙への記事の掲載や出前講座の開催等を通じて制度の周知を図ります。
- 広報誌やホームページなど、多様な媒体や機会を活用して、成年後見制度の利用に関する相談窓口の周知を図ります。

具体的な取組

成年後見制度利用支援事業、地域包括支援センターでの相談支援

実施主体	保健福祉課（地域支援係・保健福祉係）
協働・連携	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会

成年後見制度等の利用支援

- 成年後見制度や社会福祉協議会が行う福祉サービス利用支援事業について円滑に制度を利用できるよう、関係機関と連携を図りながら相談援助や手続き支援を行います。

具体的な取組

成年後見制度利用支援事業、地域包括支援センターでの相談支援

実施主体	保健福祉課（地域支援係・保健福祉係）
協働・連携	地域包括支援センター、司法書士事務所、我が丸地域づくり推進協議会（成年後見中核機関）

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

●権利擁護に関し支援の必要な人が、本人らしい生活を守るための制度として成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築します。

<ネットワークの役割>

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身の上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

<構成要素>

チーム：

協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組み。

協議会：

後見開始の前後を問わず、「チーム」に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、専門職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める合議体。中核機関が事務局機能を担う。

中核機関：

専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関。

具体的な取組

本町は既存のチームせとうち「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会」を活用して、中核機関及び協議会を設置しています。

実施主体	保健福祉課（地域支援係・保健福祉係）
協働・連携	我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会、司法書士事務所、司法関係機関、民生委員

成年後見中核機関の整備

● 権利擁護支援に関する地域連携ネットワークの構築とその効果的な運用に向け、成年後見制度に関する中核機関を「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会」を活用して、中核機関及び協議会を設置しており、広域的な視点も踏まえて関係機関と協議・検討していきます。「成年後見中核機関」の役割は、以下のように整理されています。

①司令塔機能

地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネートなどを行う機能。

②事務局機能

地域において、成年後見の利用促進に関する「協議会」を設置する際の事務局機能。「協議会」では、後見人等へのバックアップ、困難ケースへの対応、各種専門職間の連携、家庭裁判所との情報交換などを行うことが期待されている。

③進行管理機能

その地域において、権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断をすることができるか、ご本人にふさわしい制度の利用に向けた検討・専門的判断ができているか、成年後見人等のモニタリング・バックアップの検討・専門的判断ができているかについて、中核機関がその進行状況を管理することが求められている。

具体的な取組

チームせとうち「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会」

実施主体	保健福祉課（地域支援係・保健福祉係）
協働・連携	我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会、司法書士事務所、司法関係機関、民生委員

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：相談件数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
権利擁護事業	生活困窮や社会的孤立等の背景因子として、障害や認知症が疑われる事例が数多く見受けられ、総合相談・生活支援に対する上で、障害等により判断能力が不十分な方々が、地域で住み続けることができるような権利擁護の体制整備は欠かせないものである。この様なことから、弁護士等による無料法律相談会の定期開催や法人後見事業の調査研究を行うと共に、遺贈並びに死後事務等の調査研究に取り組む。	30	30	30	30	30	30
		主な協力・連携団体 そらうみ法律事務所・瀬戸内町・鹿児島県社会福祉協議会					

3-3 生活に困難を抱えている人の自立支援施策の推進

多様で複合的な課題を有する生活困窮者の自立を促進するため、相談対応から就労、家計管理、子どもの学習等の支援を包括的に行う体制の構築を図ります。

また、全国では、親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担っている「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」などの新たな生活上の困難も顕在化してきています。

各福祉分野におけるあらゆる機会を通じて、生活に様々な困難を抱えている人を早期に把握するとともに、抱えている課題が複雑化・深刻化しないよう、いち早く支援に結びつけ、「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会」参画団体と連携のもと、生活に困難を抱えた方の自立促進を図ります。

主な取組

公助

生活困窮者自立支援法に基づく取組の推進

- 生活困窮者自立支援法に基づいた次の取組を推進します。

具体的な取組

- 必須事業
 - ・自立相談支援事業
 - ・住居確保給付金支給事業
- 任意事業
 - ・子どもの学習・生活支援事業
 - ・就労準備支援事業
 - ・家計改善支援事業

実施主体	保健福祉課、教育委員会
協働・連携	社会福祉協議会

生活上の困難を抱える人への支援

- 親の介護と育児を同時に担う「ダブルケア」や、家事や家族の世話を日常的に担う「ヤングケアラー」、家族以外の人や地域との交流をほとんどしない「ひきこもり」など新たな生活上の困難を抱える人の実態を把握し、適切な支援につなげていきます。

具体的な取組

チームせとうち「我が事・丸ごと支え愛地域づくり推進協議会」

実施主体	保健福祉課、教育委員会
協働・連携	我が事・丸ごと支え愛地域づくり参画団体、民生委員

社会福祉協議会の取組

事業・活動	内容	年次計画（単位：利用者数）					
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
生活困窮者自立支援事業（北大島5市町村社協共同体）	「北大島くらし・しごとサポートセンター」と協働し、町内の生活困窮者が抱える多様で複合的な問題に対する相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、就労機会の提供やあっせん、各種訓練事業等の紹介等を行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。	20	20	21	21	22	23
		主な協力・連携団体					
		北大島5市町村社会福祉協議会・瀬戸内町保健福祉課・鹿児島県（県庁・大島支庁・瀬戸内福祉事務所）					
生活福祉資金等貸付事業	低所得世帯及び障害者世帯・高齢者世帯等に対し、資金貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活環境の整備・生活意欲の助長・促進を図り、安定した生活が確立されることを目的に資金の有効な活用を図る。また、コロナウィルス蔓延に伴う生活支援特例貸付である、緊急小口特例貸付資金や総合支援特例貸付資金の借入者及び滞納者に対する相談支援を目的とした、新規事業「地域くらし・ささえあい事業（仮称）」を県社協より受託し円滑な業務を行う。	5	5	5	5	5	5
		主な協力・連携団体					
		鹿児島県社会福祉協議会					
民生安定資金貸付事業	低所得世帯の緊急時、一時期の生活困窮を援助するために必要な資金の貸付を行い、円滑な業務の運営を図る。	50	50	49	49	48	47
		主な協力・連携団体					
		瀬戸内町保健福祉課					

3-4 虐待の防止及び適切な対応の推進

子ども、障害者、高齢者等に対する虐待の防止や対応強化のための体制整備を図ります。

主な取組

公助

児童（子ども）への虐待防止と被害児童の支援

- 関係機関と連携し、各種訪問等での保護者の育児負担の状況把握、家庭児童相談室の設置による虐待の未然防止・早期発見に努めます。
- 家庭での適正な児童養育及び児童虐待に関する相談については、県児童相談所等と連携して虐待を受けた子どもの保護を図り、保護者にも適切な助言・指導・支援等を行います。

具体的な取組

要保護児童対策協議会

実施主体	町民生活課（児童母子係）保健福祉課（保健予防係）
------	--------------------------

協働・連携	大島児童相談所、大島支庁瀬戸内事務所、名瀬保健所、病院、警察署、各学校、各保育所、子育て世代包括支援センター
-------	--

高齢者や障害者への虐待防止と被害者支援

- 虐待の防止、早期発見・早期対応が速やかに行われるよう、パンフレットの作成・配布、広報紙への記事掲載等を活用し広報啓発を図り、地域全体で虐待防止についての意識を高めます。
- 様々な背景を持つ虐待に対応するため、関係者と連携を取りながら、高齢者や障害者の生活を支援できる体制を構築します。

具体的な取組

- ・ 瀬戸内町高齢者緊急保護対応マニュアルに沿って対応
- ・ 瀬戸内町高齢者緊急保護措置会議

実施主体	保健福祉課（介護福祉係・地域支援係・保健福祉係）
------	--------------------------

協働・連携	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員・児童委員協議会、警察署、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、奄美地区障害者虐待防止センター（奄美地区地域自立支援協議会、5市町村）
-------	---

DVの防止と被害者支援

●暴力を容認しない人権教育や啓発の推進、相談・支援体制の充実を図るとともに、関係機関・団体による連携を強化し、被害者に寄り添った切れ目のない支援に取り組みます。

具体的な取組

- ・緊急避難宿泊所の確保
- ・見守りや関係機関との連携

実施主体	保健福祉課（保健予防係） 町民生活課（児童母子係）
------	---------------------------

協働・連携	瀬戸内事務所福祉課、瀬戸内警察署
-------	------------------

3-5 誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現

自殺対策を効果的・効率的に推進し、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、高齢者、障害者、子ども・子育て、生活困窮者支援など各福祉分野の取組において、自殺対策の視点を踏まえた施策の展開を図ります。

主な取組

公助

地域・役場組織内におけるネットワークの強化

- 自殺対策に対するネットワークの強化及び関係機関や地域のネットワークと連携した支援体制づくりを行います。
- ネットワーク間の円滑な情報共有を実現するため、“我が事・丸ごと” 支え愛地域づくり推進会議と共通の情報共有シートを導入します。

具体的な取組

- ・ 庁内におけるネットワークの強化
- ・ “我が事・丸ごと” 支え愛地域づくり推進会議による相談受入れ体制の確立
- ・ 北大島くらし・しごとサポートセンターによる生活困窮者の自立支援
- ・ 瀬戸内町いのちを守るネットワーク推進本部による関係機関への連絡調整
- ・ 情報共有シートの活用などによる関係機関・団体との連携

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）、教育委員会
協働・連携	警察署、大島地区消防組合瀬戸内分署、社会福祉協議会

自殺対策を支える人材の育成

- 相談支援に携わる職員はもちろん、役場の全職員がゲートキーパーとしての自覚を持って、住民のSOSに気づき、関係機関と速やかに連携・支援できるよう研修等の機会を充実させます。ゲートキーパーの養成として、町民に対する研修、様々な職種を対象とした研修を実施します。

具体的な取組

- ・ 瀬戸内町職員に対する研修
- ・ ゲートキーパー研修の実施・受講推奨（民間団体・町民） など

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
協働・連携	民生委員・児童委員協議会

普及啓発の強化

● 相談機関等に関する情報を提供するとともに、町民が自殺対策について理解を深められるよう、講演会等を開催します。さらに9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間には、広報媒体等により、地域全体に向けた問題の啓発や相談先情報の周知を図ります。

具体的な取組

- ・リーフレット等啓発グッズの作成と周知
- ・きゅら島交流館などを利用した各種イベントの開催
- ・各種メディア媒体を活用した啓発活動 など

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
------	--------------

協働・連携	民生委員・児童委員協議会
-------	--------------

生きることの促進要因への支援

● 「生きることの促進要因」の強化につなぎ得るさまざまな取組を進めます。

具体的な取組

- ・放課後子ども教室などにおいて、児童生徒の「生きる力」を高めるさまざまな取組を展開
- ・民間のまちづくり団体の取組との連携
- ・ひきこもり相談等の実施
- ・障がい者（児）のための連携強化
- ・自殺未遂者支援のための連携強化 など

実施主体	保健福祉課（保健福祉係） 社会教育課
------	--------------------

協働・連携	民生委員・児童委員協議会
-------	--------------

若年層への支援の強化

● 「SOSの出し方に関する教育」を町内で展開します。

具体的な取組

- ・「SOSの出し方に関する教育」の実施
- ・若年層が「相談しやすい」相談窓口の周知

実施主体	保健福祉課（保健福祉係）
------	--------------

協働・連携	瀬戸内町立各小中学校、民生委員・児童委員協議会
-------	-------------------------

高齢者への支援の強化

- 孤立状態にある高齢者を早期の支援につなげます。
- 老人クラブ連合会、民生委員・児童委員や地域包括支援センター等関係者との連携の下、高齢者向けの啓発活動の推進及び、家族を含む支援関係者の自殺対策に関する知識の向上を図ります。
- 高齢者の孤立を防ぐため、他者と関わりをもち、生きがいを感じられる多様な居場所を設置するなど、高齢者が生きがいを感じることができる地域づくりを推進します。

具体的な取組

- ・ 自殺リスクの早期発見、早期支援の更なる推進
- ・ 生涯学習講座を活用した研修の実施
- ・ ゲートキーパー養成講座
- ・ 住民主体の地域サロンなど

実施主体	保健福祉課（保健福祉係・介護福祉係・地域支援係）
協働・連携	地域包括支援センター、民生委員、老人クラブ連合会

失業・無職・生活に困窮している人への支援の強化

- 「北大島暮らし・しごとサポートセンター」や各専門家と、自殺対策の関係機関が実践的なレベルでの連携を強化し、さまざまな悩みや問題を抱える生活困窮者の支援を充実させていきます。
- 「北大島暮らし・しごとサポートセンター」と連携しながら、ひきこもり状態にある人に対して、その実態把握と支援を推進します。
- 関係部署や支援機関の連携を円滑にするために、支援対象者の情報を共有できる共通の相談票を県と連携して作成したものの更なる活用を推進します。

具体的な取組

- ・ 「北大島暮らし・しごとサポートセンター」との合同研修会等、定例会議の実施
 - ・ ひきこもり相談
 - ・ 無料職業紹介所設置の検討
 - ・ 就労支援策の強化
 - ・ 共通の相談票を活用した関係機関の連携
- など

実施主体	保健福祉課（保健福祉係・地域支援係）
協働・連携	北大島暮らし・しごとサポートセンター、社会福祉協議会

3-6 再犯防止における取組の推進（瀬戸内町再犯防止推進計画）

平成28年度に再犯の防止等の推進に関する法律の施行に伴い、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を、定めるよう努めなければならない」と、規定されており、市町村における、地方再犯防止推進計画の策定に努める事とされました。本町でも、福祉・医療・保健などの各種サービスを提供する市町村の、役割が極めて重要であることから、安全で安心して暮らせる社会を実現する為、再犯防止施策の推進に努め、再犯防止推進法第8条に基づく「瀬戸内町再犯防止推進計画」として、位置づけ取り組んでいきます。

計画に基づく再犯防止の対象者

対象者は、執行猶予者・罰金、科料を受けた者・矯正施設出所者・非行のある少年又は非行少年であった者で、本町において就労・住居の確保や地域の環境を調整する事とします。

重点課題

犯罪をした者等が地域社会で孤立する事を防ぎ、再び社会を構成する一員となることにより、住民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会に実現に寄与するため、次の重点課題に取り組みます。（下記項目）

犯罪や非行をした人に対する社会復帰の支援

●再犯の防止等の推進に関する法律に基づき、犯罪や非行をした人が地域で孤立し犯罪を繰り返すことのないよう、社会復帰に関する施策の推進に努めます。

- ・就労・住居の確保のための取組
- ・保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組
- ・非行の防止と、矯正施設等と連携した修学支援の実施のための取組
- ・広報・啓発活動の推進 等

実施主体	保健福祉課、教育委員会
協働・連携	北大島保護区保護司会

社会的孤立を防ぎ、必要な支援へつなぐ仕組みをつくるために・・・

自助

自分や家族で取り組むこと

- ★災害発生時の避難行動について、近所に支援が必要な人がいないか考えてみましょう。
- ★自分自身が避難時に支援が必要になると思われるときは、周りの人に声をかけておきましょう。
- ★日頃から、危険箇所や避難方法を確認し、非常時の持出品や家庭内備蓄品を整備しておきましょう。
- ★困りごとを抱えているときは、遠慮なく民生委員・児童委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会に相談しましょう。
- ★支援が必要と思われる人がいたら関係機関を紹介しましょう。
- ★子どもや高齢者への虐待、DVなどの話を見聞きしたときは、民生委員・児童委員や町・関係機関の相談窓口へ連絡しましょう。

互助

地域の人みんなで取り組むこと

- ★防犯・防災訓練を実施するなど、地域全体で防犯・防災意識の啓発に努めましょう。
- ★災害時における安否確認や避難誘導などが円滑に行えるよう、地域における支援体制の整備を進めましょう。
- ★地域の自主防災組織と他の地域組織との連携強化を図りましょう。

第5章 計画の推進

1 主体ごとの役割

計画の実現に向けては、住民、関係団体、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において主体的、積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で取組を進めていきます。

①住民の役割

住民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉の担い手でもあります。住民一人ひとりが地域福祉についての理解を深めるとともに、身近なところで自ら何ができるのかを考え、主体的に地域の福祉活動に参加することが期待されます。

②関係団体の役割

瀬戸内町民生委員・児童委員協議会、地域女性団体連絡協議会及び瀬戸内町老人クラブ連合会等は、地域活動を行う上で、住民にとって最も身近な団体・組織です。地域における見守り活動等を通して、要支援者の情報や地域における潜在的な支援ニーズ、地域課題の把握につなげるとともに、支援機関や相談機関、行政等と連携し、課題解決のための支援等の担い手として積極的に参画することが期待されます。

また、自主的・自発的に活動を行う住民の集まりであるボランティア活動団体等は、各種団体や行政等と連携し、地域福祉推進のための活動の充実が期待されます。

③福祉事業者の役割

福祉サービスの提供者として、住民の多様なニーズに積極的に応えることが求められています。また、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、情報提供・公開をはじめ、関係機関や他のサービスとの連携の中で、総合的なサービス提供への取組が期待されます。

④社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は平成12年の社会福祉法の改正により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置づけられました。社会福祉協議会は、地域福祉活動への地域住民の参加促進をはじめ、民間福祉団体の先導役として、住民や住民活動団体、行政等との調整役となり、地域ぐるみの活動を推進します。また、住民や地区嘱託員、民生委員・児童委員協議会その他の団体等との連携役となり、福祉のコミュニティづくりや支え合いのネットワークづくりを進めます。

⑤一般事業者の役割

地域福祉のニーズに対応するために、事業者の主体的な取組や行政との協働などを通して、地域活動に関わることが必要です。また、従業員が地域の構成員として、見守り、声掛けなどの福祉活動への協力やボランティア等に参加しやすい環境づくり、障害者、高齢者等の地域住民が活躍できる場を提供するなど、社会貢献活動への積極的な取組が期待されます。

⑥教育機関の役割

行政、地域社会と教育機関が連携し、ボランティア体験や高齢者・障害者との交流により、次世代の担い手となる子どもたちの福祉のこころを育むとともに、他者への思いやりとやさしさを持ち、助けあい、支えあう心を育めるよう福祉教育の推進を図ります。

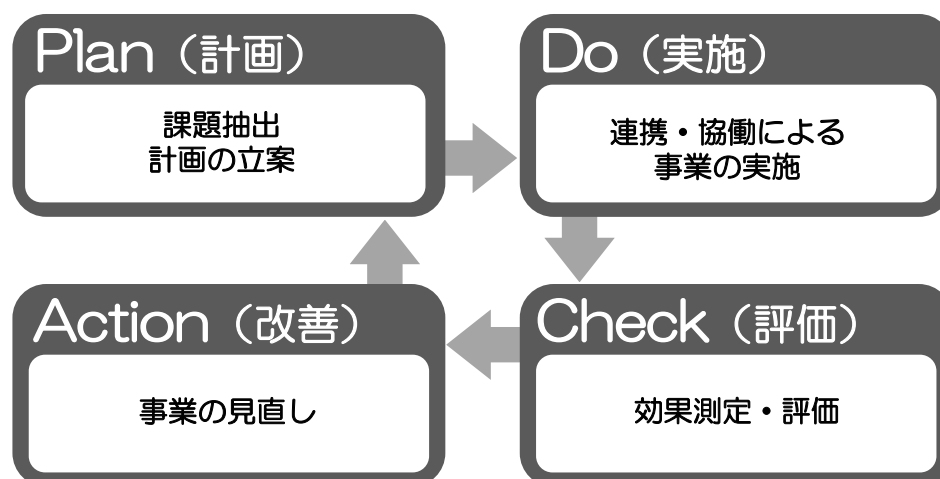
⑦行政の役割

役場は、地域福祉の充実に向け、常に地域の実態や住民ニーズを把握するとともに、住民レベルの自主的な地域福祉活動が促進されるよう、情報提供や関係機関との連携、交流機会の確保に努めるなど支援を行います。また、本計画の基本理念に則り、地域福祉を進めるための諸施策を住民、事業者及び関係機関との協働で、総合的に推進します。

2 計画の進行管理及び点検

各施策・事業について、担当部署が自己評価を行いながら、計画に基づく実施に努めるとともに、社会福祉協議会と緊密に連携し、計画の進捗状況等を議題とする検討・意見交換の会議等を必要に応じて、随時開催していきます。

また、住民活動の評価表の作成や啓発活動など、住民の主体的な計画の推進に向けた取組を支援していきます。



3 計画の広報

本計画を推進するためには、地域住民の協力が不可欠であるため、計画の趣旨や内容を理解してもらえるよう、本計画を町のホームページや広報紙等に掲載し、広く周知を図ります。

4 計画の評価指標

(単位：%)

指標	実績値	目標値
	令和5年度	令和10年度
住んでいる地域に愛着を感じている	76.6	80.0
近所づきあいや助け合いなどの近隣関係が良好である	60.6	65.0
町民の福祉活動が活発である	23.9	50.0
子どもがいきいきと育つための環境が充実している	42.3	50.0
若者や中高年の人が暮らしやすい環境が充実している	30.4	45.0
高齢者に対する福祉サービスが充実している	39.4	50.0
障害のある人に対する福祉サービスが充実している	24.9	40.0
高齢者や障害のある人にとって暮らしやすい生活基盤が充実している	25.2	40.0
福祉施設や福祉事業所が整備されている	34.6	45.0
急な病気や怪我に対する救急医療が整備されている	31.5	40.0
防災や防犯に対する支援や組織の体制が整備されている	28.6	40.0

“そう思う”と“どちらかといえばそう思う”と回答した割合

資料編

1 瀬戸内町地域福祉計画策定委員会設置条例

令和2年6月9日

条例第14号

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に基づき、瀬戸内町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定又は変更するに当たり、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるため、瀬戸内町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、町長の諮問に応じ、計画の策定及び変更に関する事項を審議し、町長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者及び会議体のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 保健医療関係者の代表
- (2) 福祉関係者の代表
- (3) 地域団体関係者の代表
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務が終了するまでの期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。ただし、最初に招集される会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(意見の聴取)

第7条 委員会は、関係者の意見を聴取する必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第8条 委員会には、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員会により付議された計画に盛り込むべき事項を検討し、その経過及び結果を委員会に報告する。

3 作業部会の構成、運営その他必要な事項は、別に定める。

(決議・報告の省略)

第9条 委員会は、会議の報告や作業部会からの経過及び結果の報告について、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、委員会の決議があったものとみなす。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2 地域福祉計画策定委員名簿

氏名	所属
濱 平 昂 一	瀬戸内町へき地診療所長
福 崎 雅 彦	在宅医療介護連携推進協議会長
濱 田 益 弘	瀬戸内町社会福祉協議会会長
久 野 真 澄	ひさの助産院
西 久 恵	瀬戸内町民生委員・児童委員連絡協議会会長
十 倉 守 幸	特別養護老人ホーム奄美の園施設長
程 哲 代	社会福祉法人 幸喜会
信 島 良 章	瀬戸内町身体障害者協会会長
豊 永 ゆ かり	居宅介護支援事業所管理者
川 井 黎 子	瀬戸内町地域女性団体連絡協議会会長
喜 島 拓 美	古仁屋青年団団長
政 岡 博 重	瀬戸内町商工会会長
脇 田 久 美	瀬戸内町PTA連絡協議会会長
徳 永 敬 次	瀬戸内町老人クラブ連合会会長
牧 田 昌 之	鹿児島県瀬戸内事務所福祉課課長
柊 山 達 郎	大島児童相談所所長
印 南 百 合 子	瀬戸内町政策顧問
山 田 将 司	瀬戸内町教育委員会課長補佐
信 島 浩 司	保健福祉課長

3 役場窓口及び関係機関

名 称	電話番号
保健福祉課	0997-72-1068
町民生活課	0997-72-1060
商工交通課	0997-72-0640
建設課	0997-72-1197
総務課	0997-72-1111
教育委員会総務課	0997-72-0113
教育委員会社会教育課	0997-72-2905
大島支庁瀬戸内事務所福祉課	0997-72-0186
名瀬保健所	0997-52-5411
大島児童相談所	0997-53-6070
瀬戸内警察署	0997-72-0110
大島地区消防組合瀬戸内分署	0997-72-1190
地域包括支援センター（保健福祉課内）	0997-72-1153
子育て世代包括支援センター（保健福祉課内）	0997-72-1122
瀬戸内町社会福祉協議会	0997-72-4144
在宅介護支援センター	0997-72-4090
北大島くらし・しごとサポートセンター	0997-54-1204

